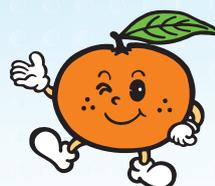




西宇和農業協同組合  
ディスクロージャー誌

# レポートにしうわ 2020



# 目 次

ごあいさつ	1	直近の2事業年度における	
プロフィール	2	主要な業務の状況を示す指標	59
経営理念	2	利益総括表	
当JAの沿革	3	資金運用収支の内訳	
経営基本方針	4	受取・支払利息の増減額	
JA自己改革に向けた取り組み	5	利益率	
地域に根差す金融機関として	9	貯金に関する指標	
経営の組織	10	貸出金に関する指標	
経営管理体制		リスク管理債権額	
組織機構		金融再生法債権区分に基づく保全状況	
組合員の状況		元本補てん契約のある信託に係る	
組合員組織の状況		貸出金のリスク管理債権の状況	
役員一覧		内国為替取扱実績	
会計監査人の名称		有価証券に関する指標	
職員の状況		共済事業	
地区		その他事業	
店舗一覧（信用店舗）		自己資本の充実の状況	68
"（信用店舗外）		自己資本の構成に関する事項	
ATM設置店及び営業時間・休日稼働一覧		自己資本の充実度に関する事項	
事業の概況	15	信用リスクに関する事項	
CSRへの取り組み	16	信用リスク削減手法に関する事項	
健全な組織運営		派生商品取引及び長期決済期間取引の	
環境との調和		取引相手のリスクに関する事項	
地域社会への貢献		証券化エクスポージャーに関する事項	
リスク管理情報	18	出資その他これに類するエクスポージャーに	
法令遵守の体制	19	関する事項	
内部統制システム基本方針		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
個人情報保護方針		エクスポージャーに関する事項	
情報セキュリティ基本方針		金融リスクに関する事項	
金融商品の勧誘方針		連結情報（グループの概況）	79
金融円滑化にかかる基本方針		グループの事業系統図	
JAバンク利用者保護等管理方針		子会社等の状況	
利益相反管理方針		連結事業概況	
マネー・ローンダリング等および		最近5年間連結事業年度の主要な経営指標	
反社会的勢力等への対応に関する基本方針		直近の2連結事業年度における財産の状況	81
金融ADR制度への対応	28	連結貸借対照表	
内部監査体制	29	連結損益計算書	
自己資本の状況	29	連結キャッシュ・フロー計算書	
主な事業のご案内	30	連結注記表	
信用事業		連結剰余金計算書	
共済事業		連結事業年度のリスク管理債権の状況	
購買事業		連結事業年度の事業別経常収益等	
農業経営事業		連結自己資本比率の状況	
販売事業		連結自己資本の充実の状況	98
系統ウェブサイト	39	自己資本の構成に関する事項	
直近2事業年度における財産の状況	40	自己資本の充実度に関する事項	
貸借対照表		信用リスクに関する事項	
損益計算書		信用リスク削減手法に関する事項	
注記表		派生商品取引及び長期決済期間取引の	
事業管理費の内訳		取引相手のリスクに関する事項	
剰余金処分計算書		証券化エクスポージャーに関する事項	
部門別損益計算書		出資その他これに類するエクスポージャーに	
配賦割合		関する事項	
部門別の資産		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
財務諸表作成における		エクスポージャーに関する事項	
体制整備等にかかる内部監査の有効性検証	56	金融リスクに関する事項	
会計監査人の監査	56	ディスクロージャーに関するQ&A	106
開示基準別の債権の分類・保全状況図	57	店舗所在マップ	
直近5事業年度における			
主要な業務の状況を示す指標	58		

本誌は農協法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

## はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしよう2020」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月 西宇和農業協同組合

## ごあいさつ

---



経営管理委員会会長  
**村田 彰三**



代表理事理事長  
**木下 親**

組合員の皆様には、日頃よりJA運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、中国で昨年12月末、新型コロナウイルスが発生して以降、WHOからはパンデミック（世界的大流行）が宣言され、世界中で感染症の恐怖と闘う日々となりました。国内においては東京オリンピックが1年の延長を余儀なくされ、更に4月7日には、7都道府県に緊急事態宣言が発令され、住民への外出自粛が要請されるに至りました。

新型コロナウイルスショックによります、経済、景気の動向はリーマンショック以来最大の危機となることが懸念されます。JAにおきましても、農畜産物の需要減少、各種イベント中止による消費の低迷が、農家経営、JA経営におきましても一層厳しさを増すことが心配されます。

農業、農協を取り巻く環境が厳しさを増す中、JAにしうわの基幹品目であります令和元年産温州みかんの販売は、共選、市場、販売関係者のおかげで、目標であります100億円を前年に続き達成し、市場出荷、小売り、加工を含め109億1,500万円の販売実績を確保することができました。今後も「西宇和産地」を将来にわたり発展させ、農業と農家を守るため、新規就農者及び担い手確保、優良園地の維持管理と生産量確保を進め、温州みかん、中晩柑、落葉果樹含め150億円の販売を基軸に、組合員の負託に応えることのできる総合JAとして取り組んで参ります。

令和2年度は、令和元年～3年の中期経営計画の2年目の年となります。新型コロナウイルスの影響による景気の悪化、長引くマイナス金利の影響による信用共済事業の収益悪化が懸念される中、緊張感とスピード感を持って計画実践を図るため、自己改革に積極果敢に取り組み、持続可能な経営基盤強化を目指して参ります。

皆様の変わらぬご理解・ご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

## プロフィール（令和2年3月31日現在）

設 立	平成5年10月
本店所在地	八幡浜市江戸岡一丁目
出 資 金	29億円
総 資 産	1,669億円
単体自己資本比率	15.80%
組 合 員 数	11,728人
役 員 数	30人
職 員 数	455人



## 経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、  
夢と活力あるJAを目指します。

### 基本理念

#### 農 業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

#### 地 域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切に、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

#### 組 織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

#### くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組めます。

#### 経 営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

## 当JAの沿革（JAにしようの歩み）

平成元年6月9日	八西地区農協合併研究会の発足
平成4年4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足
平成5年5月6日	合併予備契約調印式
5月18日	合併臨時総会 西宇和青果農協
5月19日	合併臨時総会 八幡浜青果農協他13農協
5月22日	西宇和農協設立委員会の発足
平成5年10月1日	西宇和農協 設立
平成8年7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
10月1日	株式会社ジェイエイにしよう設立
11月23日	川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞
平成11年1月6日	経済センターオープン
2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞
平成12年4月1日	高齢者福祉事業開始
平成13年4月1日	オートパル(株)ジェイエイにしようへ移行
4月2日	JAにしよう会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）
平成15年7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしよう」落成
平成16年6月24日	経営管理委員会制度へ移行
平成20年4月1日	伊方町農業支援センター設置
7月28日	保内支店・保内営農管理センターオープン
平成21年7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
9月28日	4支店体制スタート
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞
平成23年10月28日	JASS-PORTにしようオープン
平成26年6月30日	経済センター 太陽光発電開始
平成26年9月30日	中央選果場 太陽光発電開始
平成27年4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始
平成27年5月10日	「みかんの花だんだんウォーク2015inにしよう」開催
平成27年10月1日	移動購買車「だんだん号」運行開始
平成27年11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成28年11月12日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン
平成29年1月27日	移動購買車「だんだん号」2号車運行開始
平成29年12月14日	JAこしみずとの姉妹JA協定締結
平成30年1月19日	伊方支店新築開店
平成31年2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしよう・JAおきなわ）
令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査Ⅰ）

### 事業計画の取り組みについて

#### ■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画(POWERS PLAN)策定→平成13年4月第2次長期経営計画(POWERS PLAN DASH21)策定→平成18年9月第3次長期経営計画(POWERS PLAN2012)策定→平成25年6月中期経営計画(POWERS PLAN2015)策定→平成28年6月中期経営計画(POWERS PLAN2018)策定→令和元年6月中期経営計画(R3 Plan 2019～2021)

#### ■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定→平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定→平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定→平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定→平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定→平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定→平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定→平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定→令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定

# 経営基本方針

---

我が国の経済は、米中貿易摩擦による海外経済の減速、英国の欧州連合離脱、日韓関係の悪化等によりリスク要因が増加しております。また、消費税の引き上げ、働き方改革関連法施行に伴い所得・消費の伸びを抑制する要因となっておりますが、雇用、所得環境の改善を背景に都市部では個人消費が緩やかに増加をしました。しかし、令和2年に入り新型コロナウイルスの感染拡大により企業活動や消費者行動を直撃し、日本経済の悪化が鮮明になりました。一方、県内農業をめぐる情勢は、人口減少や担い手の世代交代期を迎え、労働力不足の課題が深刻化しており、農業産出額は漸減傾向にあります。

このような情勢の中、JAグループ愛媛では、各JAが総合事業を営む農業協同組合として、組合員・地域のために継続して機能発揮ができるよう、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向け、不断の自己改革をグループ挙げて取り組んでおり、直面している3つの危機（「農業・農村の危機」「組織・事業・経営の危機」「協同組合の危機」）を乗り越え、組合員とともに愛媛の農業と地域の未来を拓くため自己改革を実践しています。さらに、これまでのJA経営は、経済事業の赤字と指導事業費用を信用・共済事業の利益や事業管理費の削減によりトータルで事業利益を確保する状況でしたが、信用・共済事業の将来収益の縮小等に伴う経営収支の悪化が想定され、これまでの事業モデルからの転換が必要となっております。

それを踏まえて、当JAでも第9次営農振興計画と中期経営計画を基軸として次世代に「日本一のみかんの里」を継承するため、高品質果安定生産、優良園地の保全と継承、担い手の支援・育成、加えて出資型農業法人の経営等、R3プラン（信頼・Reliance、改革・Reform、決断力・Resolution）を果敢に実践し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けて取り組んで参ります。

以上の取り組みや組合員の要望を的確に捉え、各事業目標を達成するとともに、改正農協法施行5年後の令和3年3月を目途にJA自己改革を着実に実践し、健全経営と経営基盤を強化するために、コスト低減、効率性、職員減少等に対応できる店舗の再編を計画的に進め、将来に向けた安定経営に取り組みます。

## ■ 重点実施事項

- (1) 担い手支援と労働力の支援を進めます。
- (2) 高品質果安定生産の取り組みを強化し、地域農業の振興を実践します。
- (3) 自己改革に関する対話運動を着実に実践します。
- (4) 持続可能な経営基盤の確立と強化に取り組めます。
- (5) コンプライアンス態勢の確立と維持に取り組めます。
- (6) 組織の活性化と労働生産性が向上する活力ある職場風土を醸成します。

# J A 自己改革に向けた取り組み（令和2年3月31日現在）

## R3 Plan 2019 ～ 2021 ～地域にあり続けるために、創造と挑戦～

J A にしうわでは、自己改革の取り組みを継続しています。Reliance（信頼）Reform（改革）Resolution（決断力）のもと、課題を抽出するとともに、今次中期経営計画の中で果敢に自己改革の取り組みを進めており、更に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けて取り組みを強化しています。

### 生産量の確保、優良園地の維持・継承による 管内生産者農家戸数・販売面積の確保

（農業振興部）

- 出荷契約者農家戸数 / 2,026戸
- 出荷契約者栽培面積 / 2,943ha（温州 1,620ha 中晩柑 1,323ha）

重点実施事項	2020. 3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 出資型農業法人の検討・確立	プロジェクトチームの設置により、スケジュール・事業の具体策、更には実施事業の具体案を検討し、営農販売経済委員会に報告後、第7回のプロジェクト会議を開催し、2年目以降のスケジュールと目標設定について協議しました。	経営開始目標 2022 年度中  経営収支も含めて 綿密な対応
2. 担い手支援	みかんアルバイト事業で真穴・川上舌田地区で320人、向灘・高野地・町見地区で33人、三崎地区で21人合計で217件、14,900人役/年の労働力を確保しました。	労働力斡旋人数 14,500人役/年
	他業種・他産業連携の取組としてJ A おきなわ・J A ふらのから43名、就労支援NPOから4名、1リゾートから10名を受け入れました。	
	J A こしみずとの労働力相互補完も継続して取り組んでいます。	
	八幡浜お手伝いプロジェクトで農業大学校生44名に体験従事を実施しました。	
	就労資格を持つカンボジア国籍14名、日本人の派遣23名を受け入れました。	
福祉事務所へ就労提案し、選果場の箱詰め作業に6名従事しました。		
3. 新規就農者の確保・支援	法人化対象農家の絞り込みを行い、個人から法人へ4件（1件設立登記）個別指導を実施、集落営農法人2件に対して集落説明会を実施しました。	法人農家数 1件/年
	就農相談会、研修生募集サイトへの掲載、市町の移住・地域おこし協力隊への情報提供等により、上期で体験4名、研修5名、下期で体験2名、研修2名、4月より研修生3名新規就農者1名を確保しています。	体験・研修者 受け入れ人数 体験5人/年 研修2人/年

## 集荷率の向上による販売高の増大

(青果販売部)

重点実施事項	2020. 3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 長期安定供給の 確立	温州、中晩柑共に品種別出荷計画策定会議を開催し、果実販売高実績において温州 109 億 1,500 万円、中晩柑 52 億 3,000 万円と大幅に計画を上回ることができました。	品種別計画書の作成 ↓ 販売開始 1 ヶ月前
	6 共選において市場関係者を招いて生産者大会を開催、意見交換を交えて集出荷対策を検討し、意思の疎通を図りました。三崎共選では行政を招いて開催をして、地域ぐるみでの取り組み強化を図ることができました。	タイムリーな 生産者大会の 開催
	摘果講習等への参加によりコミュニケーションの強化を図り、八協共選女性部では 11 月に 3 日間大阪で販促を行いました。	女性部による販促 1 回/年
	インターネット販売の本格的な取組について、プロジェクト会議で検討しています。今後綿密に精査した中で進めていきます。	令和 3 年度 直売目標 3 億/年
	果汁 100% ジュースの販売拡大に取り組みましたが、7,596 本の実績に終わりました。	販売本数 20,000 本/年
2. 施設の有効活用	スマルの極早生をみつる共選に一本化、プチみかん、温州、年内伊予柑、みつるのデコボン、磯津の清見と合計 4,349 t の委託荷造りを実施し、効率化に努めました。	
	中晩柑の 4 品目についても施設の再編と並行して進めていく予定です。	
3. 共選再編 4 施設構想の実現	中央共選において再編検討会を 2 回開催しました。	令和 3 年度中に 方向性を決定
	みつる共選の再編検討会については 3 回開催し、建設場所等についても検討しています。	
	DM受注は宅配業務を特産センターに一本化し、流通センターの借地については将来的に返却する予定で進めます。	

## 生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化

(金融部)

■ 個人貯金残高 / 目標 136,783 百万円 実績 130,515 百万円 (95.4%)

重点実施事項	2020. 3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 情報収集による 個人貯金の純増 136,783 百万円	MA リーダー会、月例検討会で情報を共有し、組合員相談の充実にも努めました。八幡浜市の年金相談については休止しましたが、年金担当者と MA の連携による戸別訪問で効果的な対応を行っています。	定期貯金 獲得金額 4,958 百万円
	「まごころ」定期キャンペーンを実施し純増に努め、4,169 百万円の実績となりました。	

## 営農部門と金融部門の連携強化による農業融資の需要の掘り起こし (金融部・営農指導部・農業振興部)

■ 証貸残高 / 計画 8,800百万円                      実績 9,060百万円 (103.0%)

重点実施事項	2020. 3月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
<b>1. ローン及び 農業融資の強化</b>	住宅ローン感謝全戸訪問を実施、また住宅業者への営業は18社2展示会場を訪問しました。	農業融資 新規実行額  目標 220,000千円  実績 233,810千円
	マイカー・教育ローンの研修会を実施し、キャンペーンの開催により、新規顧客のニーズに対応しました。	
	農業メイン強化先を前年比14件増やし、全件定期的に訪問し農業資金ニーズの掘り起こしに努めました。	
	農業おまかせ資金を中心に近代化資金等農業融資の需要を掘り起こし、農業者支援を行いました。	
	金融部・営農指導部・農業振興部3部署で合同会議を開催し、情報を共有し組合員ニーズに対応しました。	

## 営農部門と経済部門の連携強化によるトータルコストの低減

重点実施事項	2020. 3月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
<b>1. 経済部門供給高の確保</b>	令和元年11月にCA(シトラスアドバイザー)を任命、当初の予定より1名増員して12名を配置しました。	CA配置人数 11名  CAの機能強化
	肥料は入札により安全安心な原料の使用と低コストの実現に努め、電話対応等で適切に予約注文を受け、計画を上回ることができました。	
	農薬は予約分の増加に伴い、より安価で提供する事ができ、計画を上回ることができました。	
	生産資材については、鳥獣害対策の鉄筋柵の値下げにより供給高を確保できました。またマルチ資材の早期予約対応により、供給高の増加につながりました。	
	給油所は特売日を設けて供給高の確保に努めました。	
<b>2. 購買部門費用の削減</b>	店舗巡回により商品管理ロスの削減に努めました。	
	三瓶の5事業所を12月に閉店し収支の改善に努めました。買い物弱者支援として移動購買車で対応しています。	

## 高品質生産への取り組み強化による農家の育成・ 支援強化による精品率の向上

(営農指導部)

重点実施事項	2020. 3月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 高品質安定生産の取組強化	生産者カルテの作成についてはプロジェクトで検討を進めています。当面は、各共選による通知表を配布(1,177名)して、必要肥料数等を提示し推進に活用しています。	個別面談戸数 1,000戸/年
	奨励品種への改植促進として温州で48,833本、デコボン・清見・甘平で23,229本、合計の面積で21ha、極早生の改植2.1haと合わせて23.1haの実績となりました。	改植面積 100ha/3年
	マルチ被覆推進で262ha(627戸)/年、職員等による被覆支援も89戸の農家に対して実施しました。	マルチ被覆支援 300ha/年
	土壌分析2回により土壌改良を促進し、石灰資材25,235袋、カルシウム資材の散布面積2,686haと計画以上の施用ができました。	石灰 7.5万袋 カルシウム資材 4,500ha/3年
	オリジナル品種の生産拡大で紅マドンナ434t、甘平596tせとか716t合計1,746tの実績となっています。	生産量 1,800t/年
	農薬検体34検体実施、生産履歴の回収率も100%となっており、安全安心の農産物づくりに努めています。	生産履歴回収率 100%
2. 補助事業の有効活用	単軌道、レーン、動力車、用水灌水施設、園内道整備と対象戸数は130戸となり、概ね計画通りに推移しています。	対象農家戸数 360戸/3年
	鉄筋柵、電気柵合計で130ヶ所とほぼ計画通りに推移、イノシシの捕獲数は2,083頭となっています。	防護柵の設置ヶ所 400ヶ所/3年

## 会員の維持と連携強化による地域活性化への貢献

(営農指導部・共済部)

重点実施事項	2020. 3月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 会員維持による同志会活動の活性化	同志会、柑橘部会、摘果剪定講習会、食育活動を中心に活動し、食育活動では559名の園児、児童の参加がありました。	同志会活動の 延べ人数 200人/3年
2. 女性部加入促進	みかんマイスター、女性部セミナー、健康のつどいで合計383名の参加がありました。	女性部活動の 参加延べ人数 600人/年
	女性部を中心にクリスマスツリーを作成し、各地区に設置しています。また東京青果からの依頼を受け、東京市場にも設置しました。	
3. 地域を巻き込んだ各種イベントの実施	5月にみかんの花だんだんウォークを開催し、地域の子供からお年寄りまで数多くの参加をいただきました。また毎年支店祭りを開催し地域を巻き込んだ活動をしています。	新型コロナ ウイルスが心配
	J A こども倶楽部ではハーバリウム教室&育児教室を開催、育児に関する知識や疑問点の解消を目的として有意義なイベントとなりました。	

## 地域に根差す金融機関として

J Aにしようわは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

### 農業近代化資金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

### 農業改良資金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

### 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

### 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

### J A 農業おまかせ資金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

# 経営の組織

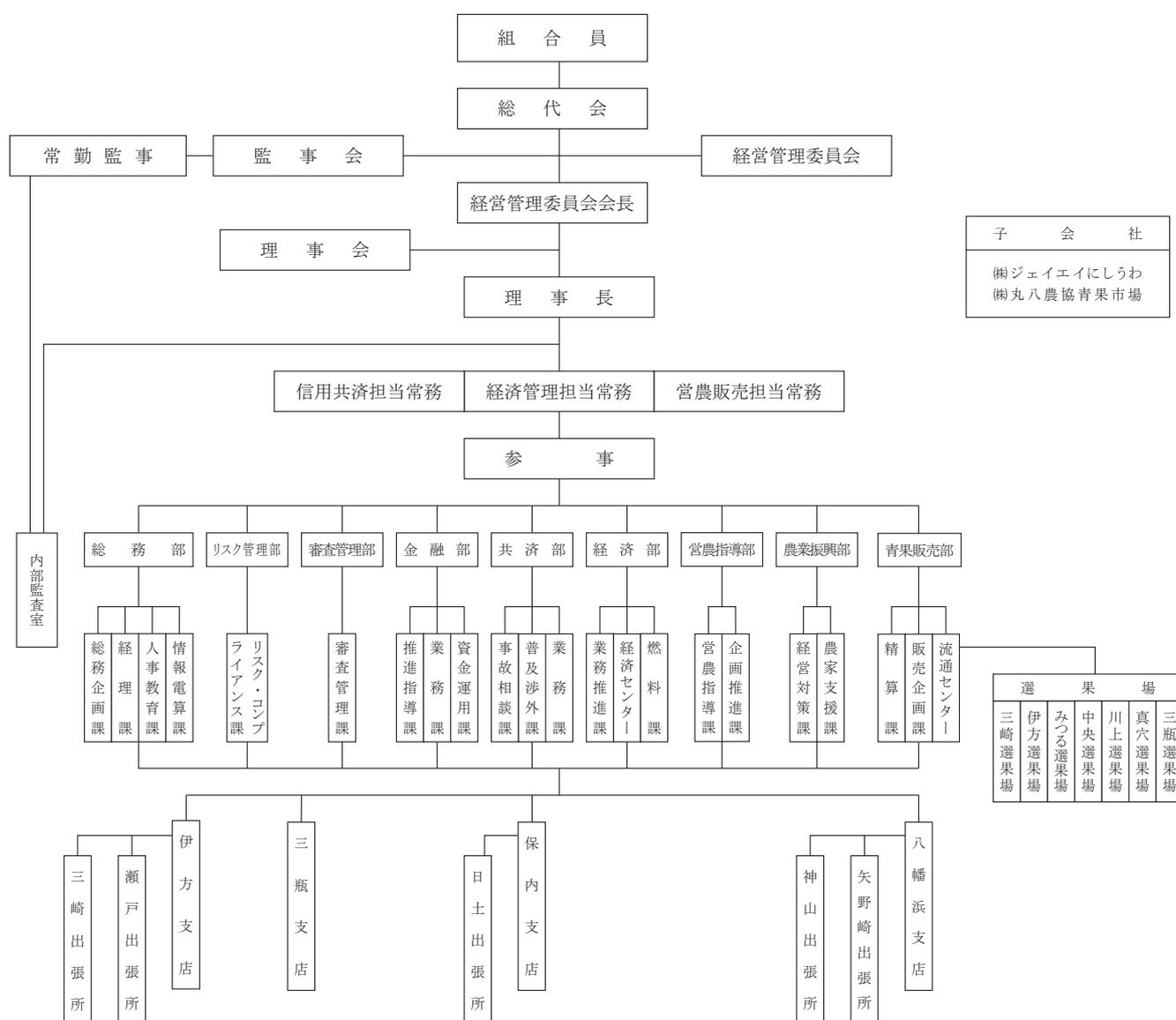
## ■ 経営管理体制

### 経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## ■ 組織機構 (令和2年7月末現在)



## ■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和2年3月末）

区 分		令和元年度				平成30年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人 数	正組合員	4,254	1,225	39	5,518	4,319	1,243	39	5,601
	准組合員	3,664	2,518	28	6,210	3,750	2,483	28	6,261
戸 数	正組合員	4,384				4,450			
	准組合員	5,707				5,743			

## ■ 組合員組織の状況

単位：人（令和2年3月末現在）

組 織 名	会 員 数
西友会	66
J Aにしようオレンジ会	91
J Aにしよう年金友の会	9,183
西宇和農業協同組合青色申告会	1,027
西宇和青壮年同志会	362
J Aにしよう女性部	530
ふれあい助け合い組織「たちばな」	55
三崎柑橘共同選果部会	219
伊方柑橘共同選果部会	373
みつる柑橘共同選果部会	399
八協柑橘共同選果部会	254
日の丸柑橘共同選果部会	100
八幡浜柑橘共同選果部会	121
川上柑橘共同選果部会	162
真穴柑橘共同選果部会	171
三瓶柑橘共同選果部会	198
磯津柑橘共同選果部会	28
温州施設部会	2
晩柑施設部会	127
キウイ部会	90
富士柿部会	43
畜産生産者部会(旧肉牛・養豚生産者部会)	3

(注) 当J Aの組合員組織を記載しています。

## ■ 役員一覧

(令和2年7月末現在)

役職名	氏名	備考
経営管理委員会会長	村田 彰三	
経営管理委員	山本 睦夫	
〃	魚崎 清則	
〃	藤 渕 孝枝	
〃	木戸 洋一	
〃	菊池 仁志	
〃	宮本 光靖	
〃	本田 貴久	
〃	都築 雅秀	
〃	津田 正利	
〃	井伊 敏郎	
〃	松本 久三雄	
〃	井上 久美	
〃	佐々木 広光	
〃	矢野 彰	

役職名	氏名	備考
経営管理委員	宮部 浩一	
〃	松田 治	
〃	渡邊 勇夫	
〃	白石 隆幸	
〃	西本 満俊	
代表理事理事長	木下 親	
常務理事	中島 敏幸	
〃	濱田 賢資	
〃	井田 敏勝	
代表監事	清家 徳雄	
常勤監事	灘野 輝裕	
監事	上田 壽	
〃	中田 政木	
〃	楠本 安政	
〃	岡 晋一	

## ■ 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和2年7月末現在)

所在地 東京都港区芝 5-29-11

## ■ 職員の状況

単位：人(令和2年3月末)

項目	令和元年度			平成30年度		
	男	女	計	男	女	計
参事	1	—	1	1	—	1
一般職員	195	75	270	206	79	285
営農指導員	19	—	19	19	—	19
生活指導員	—	3	3	—	3	3
出向職員	1	—	1	2	—	2
正職員計	216	78	294	228	82	310
臨時・パート職員	58	103	161	63	120	183
職員合計	274	181	455	291	202	493

(注) 新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

## ■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

## ■ 店舗一覧（信用店舗）

（令和2年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
本 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-1118
八 幡 浜 支 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-2222
矢野崎出張所	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1590番地34	0894-22-2130
神山出張所	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地5番地1	0894-22-3522
日土出張所	796-0170	八幡浜市日土町2番耕地263番地3	0894-26-1111
三 瓶 支 店	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地438番地211	0894-33-1211
保 内 支 店	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地115番地	0894-36-0111
伊 方 支 店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1087番地9	0894-38-0311
瀬戸出張所	796-0612	西宇和郡伊方町大久1176番地1	0894-53-0211
三 崎 出 張 所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎113番地	0894-54-1122

## ■ 店舗一覧（信用店舗外）

（令和2年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
大 島 事 業 所	796-8060	八幡浜市大島2番耕地102番地	0894-28-0200
舌 田 事 業 所	796-8041	八幡浜市合田2141番地9	0894-22-0854
真 穴 事 業 所	796-8053	八幡浜市真網代丙248番地	0894-28-0211
川 上 事 業 所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0311
町 見 事 業 所	796-0421	西宇和郡伊方町九町1番耕地535番地24	0894-39-0311
三 瓶 選 果 場	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311
真 穴 選 果 場	796-8053	八幡浜市真網代丙588番地3	0894-28-0215
川 上 選 果 場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0333
みつる選果場	796-0112	八幡浜市保内町須川32番地1	0894-36-0210
伊 方 選 果 場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1	0894-38-2311
三 崎 選 果 場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津1693番地	0894-54-2188
中 央 選 果 場	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-22-2242
流通センター	795-0021	大洲市平野町野田甲1601番地1	0893-24-6871
大 平 給 油 所	796-0003	八幡浜市大平1番耕地812番地2	0894-22-3688
燃料センター (JASS-PORTにしゅうわ)	796-0112	八幡浜市保内町須川65番1号	0894-36-3330
三 瓶 給 油 所	796-0907	西予市三瓶町朝立7番耕地116番地1	0894-33-3346
経 済 セ ン タ ー	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地91番地1	0894-36-3333
営 農 管 理 セ ン タ ー	796-8006	八幡浜市八代1丁目1番35号	0894-24-7502
保内営農管理センター	796-0112	八幡浜市保内町須川30番地1	0894-36-0304
特産センター 甘 柑 日 和	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1569番地16	0120-478-186 0894-24-7520

## ■ ATM設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和2年7月末現在)

管理店舗	設置場所	稼働時間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
神山出張所	神山出張所	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	9:00~17:30	9:00~17:00			○		
	穴井事業所	9:00~17:30						
川上事業所	川上事業所	9:00~17:30	9:00~12:00			○		
日土出張所	日土出張所	8:45~18:00	9:00~17:00			○		
三瓶支店	三瓶支店	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
保内支店	保内支店①	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
伊方支店	伊方支店	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
	町見事業所	8:45~17:00	9:00~17:00			○		
瀬戸出張所	瀬戸農業公園	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	○	○	○

(注) 空白は休業です。

## 事業の概況（令和元年度）

令和元年度は中期経営計画の初年度にあたり、継続して「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、地域に根ざしたJAを目指し、具体的な取り組みの課題を抽出し、持続可能な経営基盤と組織基盤の確立に向けて取り組みを強化しました。

営農販売事業では、生産量の確保と高品質果生産対策に努め、補助事業を活用した基盤整備、有害鳥獣対策の推進に取り組みました。また、収穫期を中心とした労働力の確保や新規就農者の育成・確保に向けた取り組みを行いました。

一方、温州みかんの販売においては、気象の影響を受け、品質的に低糖・低酸傾向で推移し、着色も遅れたことにより、初売りからシーズン終了まで大変厳しい販売となりました。しかしながら、取引市場等との情報共有と出荷調整を機動的に行い、相場を大きく下げることなく推移しました。また、共販率の向上もあり、数量は計画を大きく上回り販売高の確保に繋がりました。中晩柑においては、温州みかんの越年量が多い中でスタートとなりましたが、総じて食味が良く、ほぼ計画通りの出荷量となりました。販売額は、温州みかんは109.1億円、中晩柑は52.3億円となりました。

信用事業では、調達から運用へ営業活動の見直しを図り、資金ニーズにあった各種ローンの提案と営農部門との連携により、農業融資の取り組みを強化しました。

共済事業では、「ひと」「いえ」「くるま」分野を意識したバランスのとれた保障提供と、3Q訪問活動を通じて、組合員・利用者のニーズに対応した複数保障提案の推進活動を展開しました。

経済事業では、CA（シトラスアドバイザー：かんきつ相談者）を専任し、生産面において肥料・農薬等の専門知識を習得し、施肥計画や散布等、生産者の相談役になれるよう育成に取り組んでおります。また、生活店舗の再編に取り組み、「出向く体制」づくりの一環として、移動購買車を運行して買い物弱者への対応に取り組みました。

### ■ 貯 金 期末残高 1,469億円

県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、地域に根ざした推進活動を展開し、また、組合員から信頼されるJAバンク作りに努めました。

### ■ 貸 出 金 期末残高 95億円

農業担い手ニーズに対応した的確な資金提供に努めるとともに、農業おまかせ資金や各種生活ローンの金利引き下げキャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。

### ■ 共 済 期末保有契約高 3,630億円

組合員を中心とした事業基盤の維持及び地域シェアNo.1を目指して、JAの総合事業のメリットを發揮し、エリア戦略の徹底・実践等を通じてよりきめ細やかな事業推進に取り組みました。

### ■ 購 買 生産資材供給高 3,756百万円 生活資材供給高 1,126百万円

生産農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めたほか、予約肥料に対する利用者還元を継続して予約率の向上に努め、「農業生産の拡大・農業者の所得増大」に繋がる事業活動を展開しました。

### ■ 販 売 柑橘販売高 16,475百万円 畜産販売高 64百万円 その他販売高 1百万円

「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」の取り組みが2年目となり、温州みかんのレギュラー段ボールを茶箱（愛媛みかん）から白箱（Nマーク西宇和みかん）に変更するなど、西宇和みかんの認知度向上に向けた取り組みを開始しました。

### ■ 当期剰余金 356百万円

# CSRへの取り組み

J Aの組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

## ■ 健全な組織運営

### ● 基本的使命と社会的責任

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

### ● コンプライアンス態勢

J Aは、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J Aにしろわは、平成13年5月31日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

#### 基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

#### 法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

#### 地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

#### 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

#### 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

## ■ 環境との調和

### ● 自然との共生

J Aにしようわでは、平成 20 年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係ってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

## ■ 地域社会への貢献

### ● 地域に密着した貢献活動

J Aにしようわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切にし、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

### 特殊詐欺防止へ

J Aにしようわは特殊詐欺被害を未然に防ごうと、A コープ三瓶店、A コープやわたはま店で、啓発チラシを配って注意を呼び掛けました。これは管内で多発する振り込め詐欺を未然に防ごうと継続して活動しているものです。「最近、また被害が増えています」「まずは誰かに相談して下さいね」と声をかけながらチラシを手渡しました。今後も地域の金融機関として、利用者に安心を提供していきたいと思ひます。



### 募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」に J Aにしようわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

### 献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J Aにしようわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

# リスク管理情報

---

## 【基本方針】

J Aにしようは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

また、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

## 市場リスク…………… 市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするALM委員会を設置し、ALM（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

## 信用リスク…………… 貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定システムのシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

## 流動性リスク…………… 予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてALM委員会で検討しています。

## 事務リスク…………… 事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

## システムリスク…………… コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼働に万全を期すとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

## オペレーショナルリスク…………… 業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続にかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

### 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

### 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

### 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

### 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

平成 30 年 12 月 27 日 制定

# 個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

## 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

## 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

## 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

## 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

平成17年4月1日 制定  
平成29年5月30日 最終改定

※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当JAホームページ (<http://www.ja-nishiuwa.jp>) をご覧下さい。

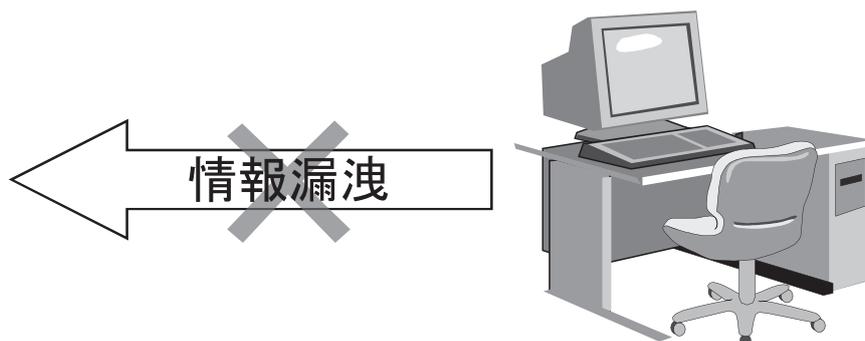
# 情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

平成17年4月1日 制定  
令和2年6月1日 改正



---

# 金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成 13 年 4 月 1 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

# 金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。  
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。  
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。  
具体的には、
  - (1) 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成22年1月25日 制定  
平成25年4月1日 改正

---

# J Aバンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

平成 22 年 10 月 1 日 制定

# 利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当 J A にしうわ（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

## 1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

## 2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

### （1）お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

（取引例）

- 当 J A の相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

### （2）当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 農業法人等の買収において、当 J A が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

## 3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

---

#### 4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成 21 年 6 月 1 日 制定

# マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

## （運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

## （マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

## （反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

## （組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

## （外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

平成22年10月1日 制定  
平成26年1月21日 改正  
平成31年4月1日 改正

# 金融ADR制度への対応

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

## ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当JAの相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

## ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後1時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 一般社団法人 JAバンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日及び金融機関の休業日を除く）
共済事業	(一社) 日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 <a href="http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html">http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html</a> (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 <a href="http://www.jibai-adr.or.jp/">http://www.jibai-adr.or.jp/</a> (一財) 日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 <a href="http://www.n-tacc.or.jp/">http://www.n-tacc.or.jp/</a> (一財) 交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756(東京本部) <a href="http://www.jcstad.or.jp/">http://www.jcstad.or.jp/</a> 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR ( <a href="https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html">https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html</a> )

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

## 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

### ● 内部監査実績

監査の種類	部署数
業務全般監査	33
現物実査	50
フォローアップ監査	17

## 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年3月末における自己資本比率は、15.80%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

### ● 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,929百万円（前年度2,936百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

# 主な事業のご案内

## 【信用事業】

### ● 貯金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高いJAバンクを目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる涉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、女性だけの特典「味覚友の会」・旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当JAで年金を受給(予約含む)されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」等の拡充・増強も積極的にすすめて、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型(決済用)〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

## 貯金商品のご案内

種類		特 色 と 内 容	お預入期間	1 回 の お預入単位
総合口座	普通貯金	◎受け取る、支払う、貯める、借りる、の4つの機能を1冊の通帳にまとめた便利な口座です。 ◎定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の90%(最高500万円)まで自動的に借り入れできます。	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金		1ヵ月・2ヶ月 3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年 4年・5年	1円以上
	定期積金		6ヶ月以上	1,000円以上
普通貯金	◎手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 ◎お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払等にご利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	◎お楽しみ目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000円以上	
積立式定期貯金	◎月々の積立を1口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満期型 年金型	1円以上	
期日指定定期貯金	◎個人のための定期貯金で1年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて1年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長3年	1円以上 300万円未満	
スーパー定期貯金	◎1ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上	
大口定期貯金	◎1,000万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	
変動金利定期貯金	◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて6ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1年 2年 3年	1円以上	

種 類	特 色 と 内 容	お預入期間	1 回 の お預入単位	
財形貯蓄	一般財形貯金	◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本550万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

### ● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

### 主な融資商品のご案内

種 類	特 色 と 内 容	金 額	期 間	
目的に合わせて	フリーローン	◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	6ヶ月以上 5年以内
	マイカーローン	◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	教育ローン	◎入学金、授業料、アパート家賃等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
マイホームのために	一般型	◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	100%応援型	◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	借換応援型	◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として	10万円以上 5,000万円以内	3年以上 32年以内
	リフォームローン	◎マイホームの増改築・改装・補修等に	10万円以上 1,000万円以内	1年以上 15年以内
使い道自由	カードローン	◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 50万円以内	1年 (自動更新)
	ワイドカードローン	◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	1年 (自動更新)
農業資金として	◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600万円 認定農業者以外の個人 ：3,000万円 認定農業者法人 ：7,200万円 認定農業者以外の法人 ：6,000万円	設備資金：15年以内 (据置期間2年以内) 運転資金：7年以内 (据置期間2年以内)	

## 主な農業融資のご案内

対 象 者	ご利用頂ける資金
<p>【認定農業者】</p> <p>農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。</p>	<p>J A 農業おまかせ資金            農業近代化資金            農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）            アグリマイティー資金            農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）            営農ローン            J A 農機ハウスローン</p>
<p>【認定新規就農者】</p> <p>就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。</p>	<p>J A 農業おまかせ資金            農業近代化資金            農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）            アグリマイティー資金            農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）            農業改良資金            営農ローン            J A 農機ハウスローン</p>
<p>【認定農業者・認定就農者以外の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主業農業者</li> <li>・ 主業農業経営に準ずる農業経営者</li> <li>・ 上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等）</li> <li>・ 一定の基準を満たす任意団体の構成員等</li> </ul>	<p>J A 農業おまかせ資金            農業近代化資金            アグリマイティー資金            経営体育成強化資金            農業改良資金            営農ローン            J A 農機ハウスローン</p>
<p>【上記以外の方】</p>	<p>アグリマイティー資金            営農ローン            J A 農機ハウスローン</p>

### ● 為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込 ・ 送金や代金取立が安全 ・ 確実 ・ 迅速にできます。

### ● 国債 ・ その他

利付国債 ・ 割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国の他業態と提携して土曜 ・ 日曜 ・ 祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

### ● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

## ● 手数料一覧

### 1. 為替手数料

(単位：円)

区 分			手 数 料 ( 税 込 )						
			J Aネット バンク利用	機械利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用	
						MT等	帳票		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無料	無料	無料	110	110	220	
		3万円以上	無料	無料	無料	220	330	440	
	当組合本支店あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県内系統金融機関あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県外系統金融機関あて	3万円未満	110	110	110	110	220	220	
		3万円以上	220	220	220	220	440	440	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	330	440	330	330	550	550
			3万円以上	440	550	440	440	770	770
文書扱		3万円未満	—	—	—	—	—	440	
		3万円以上	—	—	—	—	—	660	
給与振込 手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		無料						
	他金融機関あて		220						
送金手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		440						
	他金融機関あて		660						
代金取立 手数料 1通につき	当組合本支店あて		220						
	県内系統金融機関あて		440						
	他金融機関あて	普通扱 (集中取立)	770						
		至急扱 (個別取立)	1,100						
手形交換	当組合加盟 交換所	無料							
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき		880						
	不渡手形返却料	1通につき	880						
	取立手形組戻料	1通につき	880						
	取立手形店頭呈示料	1通につき	880 ただし、864円を超える取立費用を要する 場合はその実費を申し受けます。						

## 2. A T M利用手数料（1件につき）

（単位：円）

区 分	利用時間	件数	手数料 (税込)		
当組合カード 県内J Aカード (注1)	平日	支払・受入	8:45~19:00	— 無料	
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00~19:00		
県外J Aカード (注1)	平日	支払・受入	8:45~19:00	— 無料	
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00~19:00		
J F マリンバンクカード	平日	支 払	8:45~19:00	— 無料	
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00~19:00		
愛媛銀行カード 伊予銀行カード 三菱東京UF J カード ゆうちょカード (注2)	平日	支 払	8:45~18:00	—	無料
			18:00~19:00	1件	110
他金融機関カード (上記カード除く)	平日	支 払	8:45~18:00	1件	110
			18:00~19:00	1件	220
土曜日・日曜日・祝日	支 払	8:00~19:00	1件	220	
		8:00~19:00	1件	220	
ゆうちょ銀行A T M利用 (注3)	平日	支払・受入	8:00~ 8:45	1件	110
			8:45~18:00	—	無料
			18:00~21:00	1件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00~21:00	1件	110
イーネットA T M利用 L A N S A T M利用 セブン銀行A T M利用 (注4)	平日	支払・受入	8:00~ 8:45	1件	110
			8:45~18:00	—	無料
			18:00~21:00	1件	110
	土曜日	支払・受入	8:00~ 9:00	1件	110
			9:00~14:00	—	無料
			14:00~21:00	1件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00~21:00	1件	110

(注1) 利用時間については、当J Aの運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

(注2) 愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京UF J カードをご利用の場合は支払のみの対応とします。J Aカードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京UF J 銀行のA T Mを利用する場合も、支払のみの対応となります。

(注3) 当J Aカード・県内J Aカードでゆうちょ銀行のA T Mを利用する場合は、J A単位の手数料設定となります。なお、県外J Aカードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内J AのA T Mを利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

(注4) イーネット・L A N S ・セブン銀行のA T Mでは、全J Aカードが使用可能です。

## 3. 振替・返済等手数料

（単位：円）

区 分	内 容	手数料 (税込)	
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング (普通貯金→貯蓄貯金) 1回	無料	
	逆スイング (貯蓄貯金→普通貯金) 1回	110	
口座振替	依頼書によるもの 1件	110	
自動振替手数料	1件につき (定額・定時振替を含む)	55	
住宅ローン (1取引につき)	融資	33,000	
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
	固定型	全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
金利変更 (固定→変動)		5,500	
「J Aバンクえひめフラット35」融資手数料 1取引		55,000	

#### 4. 発行手数料

(単位：円)

区 分			手数料 (税込)		
小切手・手形用紙等	小切手用紙交付料	1冊50枚	1,100		
	約束手形用紙交付料		1,100		
	為替手形用紙交付料	1冊20枚	550		
発行手数料	自己宛小切手	1枚	550		
	融資証明書	1通	440		
	利息支払証明書	1通	440		
	残高証明書	当組合所定用紙での発行	1通	440	
		当組合所定外 用紙での発行	監査法人	1通	3,300
			その他	1通	1,430
	ローンカード発行	1枚	無料		
取引履歴明細表	取引履歴明細表 (※)	1取引先	550		
再発行手数料	通帳	1冊	1,100		
	証書	1通	1,100		
	キャッシュカード	1枚	1,100		
	I Cキャッシュカード	1枚	1,100		
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード	1枚	1,100		
	ローンカード	1枚	1,100		
窓口両替	50枚以下	1取引	無料		
	51枚以上100枚以下		330		
	101枚以上1,000枚以下		440		
	1,001枚以上		1,000枚毎に440円追加		

※ 一般取引先（個人・法人）に限ります。

#### 5. 国債振替決済口座管理手数料

区 分	基 準	手数料 (税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1通	無料

#### 6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項 目	基 準	手 数 料 ( 税 抜 )		
		料 率	上 限	下 限
発行金融機関手数料	1回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1%	100	15

#### 7. ネットバンキング利用手数料

内 容	手数料 (税込)
ネットバンキング利用 (インターネットモバイル)	1契約 (月間) 無料

#### 8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内 容	手数料 (税込)
店頭での受取の場合	1件 550
郵送の場合	1件 1,100

#### 9. 税務署など調査手数料

区 分	手数料
残高・履歴等	1枚につき20円+消費税

## 10. 口座開設手数料（新設）

区 分	内 容	手数料（税込）
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	3,300円

## 11. 株式払込金取扱手数料

### （1）一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般の払込に適用します。

手数料＝（有償払込額× $\chi$ ／1,000円＋5円×受付票または領収証通数）

×（1＋消費税の税率＋地方消費税の税率）

有償払込額	$\chi$	有償払込額	$\chi$	有償払込額	$\chi$
340百万円未満	3.50	1,100百万円以上	2.45	3,000百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200 "	2.40	4,000 "	1.85
380 "	3.30	1,300 "	2.35	5,000 "	1.80
420 "	3.20	1,400 "	2.30	6,250 "	1.75
460 "	3.10	1,500 "	2.25	7,500 "	1.70
500 "	3.00	1,600 "	2.20	8,750 "	1.65
600 "	2.90	1,700 "	2.15	10,000 "	1.60
700 "	2.80	1,800 "	2.10	11,250 "	1.55
800 "	2.70	1,900 "	2.05	12,500 "	1.50
900 "	2.60	2,000 "	2.00	15,000百万円	1.45
1,000 "	2.50	2,500 "	1.95	15,000百万円超過	$\chi$

15,000百万円を超過するもの

$$\chi(\text{小数点3位以下切捨}) = \frac{15,000\text{百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$$

（注）有償払込額30億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができるものとします。

### （2）一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

手数料＝有償払込額× $\chi$ ／1,000×（1＋消費税の税率＋地方消費税の税率）

有償払込額	$\chi$	有償払込額	$\chi$	有償払込額	$\chi$
50百万円未満	2.50	2,500百万円以上	0.59	8,000百万円以上	0.35
50百万円以上	2.00	3,000 "	0.55	8,500 "	0.34
100 "	1.50	3,500 "	0.51	9,000 "	0.33
300 "	1.20	4,000 "	0.48	10,000 "	0.30
500 "	1.00	4,500 "	0.45	11,000 "	0.29
700 "	0.85	5,000 "	0.43	12,000 "	0.28
1,000 "	0.75	5,500 "	0.41	13,000 "	0.27
1,300 "	0.69	6,000 "	0.40	14,000 "	0.26
1,500 "	0.66	6,500 "	0.39	15,000百万円	0.25
1,700 "	0.64	7,000 "	0.38	15,000百万円超過	$\chi$
2,000 "	0.62	7,500 "	0.36		

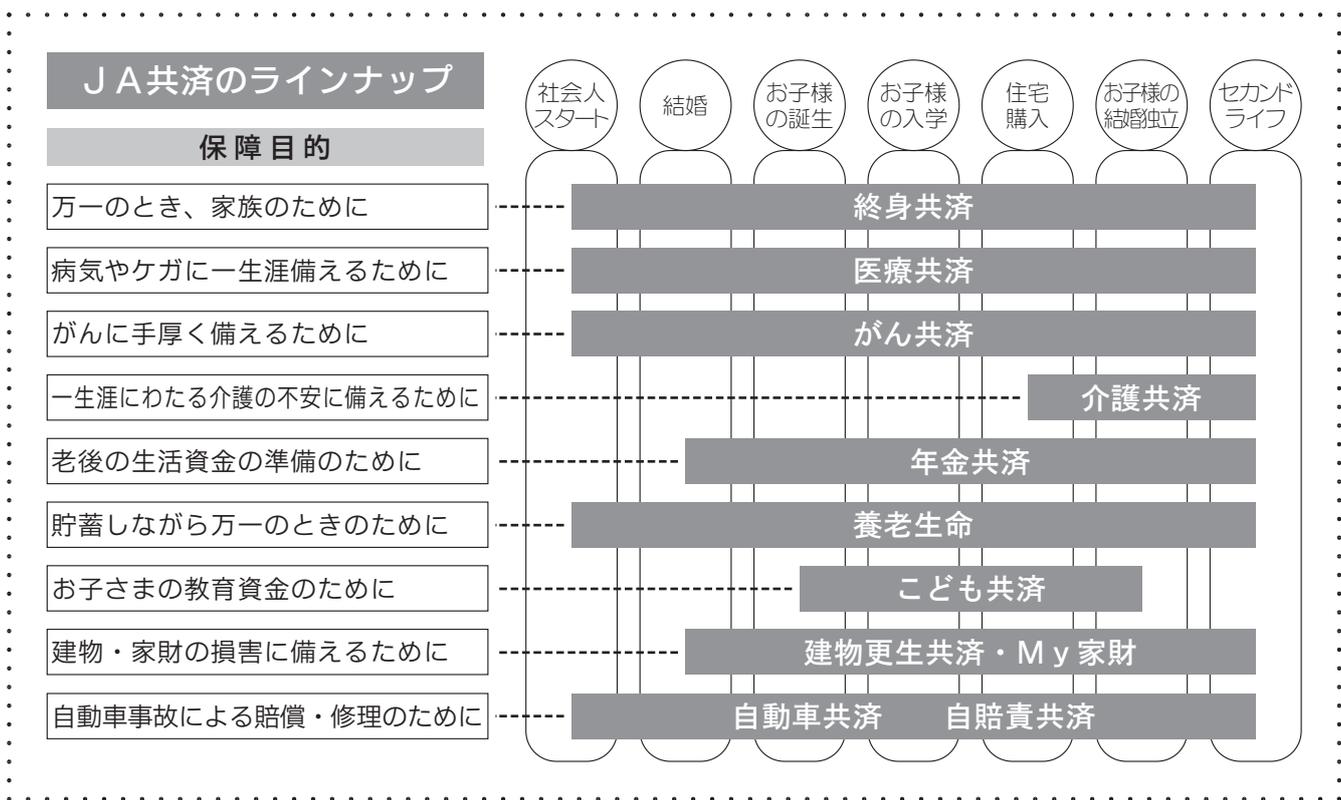
15,000百万円を超過するもの

$$\chi(\text{小数点3位以下切捨}) = \frac{15,000\text{百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$$

（注）一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

## 【共済事業】

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3Q訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。



## 【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・介護用品・会館・観光・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、CA（シトラスアドバイザー：かんきつ相談者）を選任し、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、施肥計画や散布等、生産者の相談役になれるよう育成にも取り組んでいます。

## 【農業経営事業】

平成29年度から、当たり手のいない優良園地の一時的管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

## 【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）は勿論のこと、農産物の計画出荷、安定供給に努めています。

また、平成 30 年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。



西宇和みかん

うまいわ、  
にしうわ。

### <ロゴマークについて>

●「Nマーク」は日本を代表するみかん産地の証し  
日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる「みかんの聖地」「みかんのブルゴーニュ（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。  
おいしいみかんを探す目印にしてください。

### ●Nマークが生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられます。

そこでJAにしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「Nマーク」の表示を平成 30 年度の出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどにNマークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。



# 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

---

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

## ● 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

## ● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「※JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

## ● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

## ● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

# 直近2事業年度における財産の状況

## 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度	平成30年度	科 目	令和元年度	平成30年度
信用事業資産	144,990,209	143,816,039	信用事業負債	147,146,312	146,887,167
現金	421,989	467,657	貯金	146,964,603	146,697,691
預金	123,279,145	120,335,746	譲渡性貯金	—	—
系統預金	123,273,963	120,324,952	借入金	5,146	11,151
系統外預金	5,181	10,793	外国為替	—	—
有価証券	11,688,210	12,939,724	その他信用事業負債	176,561	178,323
国債	11,464,030	12,006,180	未払費用	15,171	27,520
地方債	224,180	933,544	その他の負債	161,390	150,803
金融債	—	—	諸引当金	—	—
貸出金	9,587,156	10,088,065	金融先物取引責任準備金	—	—
手形貸付金	—	—	証券取引責任準備金	—	—
証書貸付金	9,060,119	9,476,317	債務保証	—	—
当座貸越	527,037	611,748	共済事業負債	570,282	725,065
その他貸付金	—	—	共済借入金	—	—
割引手形	—	—	共済資金	315,980	457,405
その他信用事業資産	255,996	252,448	共済未払利息	—	—
未収収益	99,783	111,545	未経過共済付加収入	247,512	255,173
その他の資産	156,212	140,902	共済未払費用	6,790	12,486
債務保証見返勘定	—	—	経済事業負債	4,617,661	4,588,560
貸倒引当金	△ 242,288	△ 267,603	支払手形	—	—
共済事業資産	20,416	10,138	経済事業未払金	964,900	1,005,647
共済貸付金	—	—	経済受託債務	3,308,064	3,238,238
共済未収利息	—	—	その他の経済事業負債	344,696	344,674
その他の共済事業資産	20,416	10,138	設備借入金	—	—
貸倒引当金	—	—	雑負債	597,752	536,009
経済事業資産	4,525,705	5,036,646	未払法人税等	104,723	110,737
受取手形	—	—	資産除去債務	3,080	3,014
経済事業未収金	916,514	964,916	その他の負債	489,948	422,258
経済受託債権	1,710,322	1,779,327	諸引当金	806,928	873,695
棚卸資産	1,202,387	1,559,784	賞与引当金	72,913	77,378
購入品	1,202,387	1,549,665	退職給付引当金	714,348	776,633
販売品	—	10,118	役員退職慰労引当金	19,666	19,683
その他	—	—	その他引当金	—	—
その他の経済事業資産	738,373	787,259	繰延税金負債	67,627	126,707
預託家畜	—	—	再評価に係る繰延税金負債	787,429	803,996
その他の経済事業資産	738,373	787,259	負債合計	154,593,994	154,541,201
貸倒引当金	△ 41,890	△ 54,641	出資金	2,929,077	2,936,986
雑資産	2,588,675	2,722,984	回転出資金	—	—
固定資産	7,909,508	8,258,690	資本準備金	707	707
有形固定資産	7,858,980	8,224,102	利益準備金	3,839,386	3,779,386
土地	5,488,889	5,576,563	営農振興積立金	60,000	665,000
減価償却資産	15,771,650	15,862,034	経営安定化対策積立金	870,059	720,059
減価償却累計額(控除)	△ 13,401,559	△ 13,214,496	地域農業振興積立金	38,131	46,157
建設仮勘定	—	—	土地減損対策積立金	1,509,382	—
無形固定資産	50,527	34,588	特別積立金	—	902,619
外部出資	6,915,666	6,916,381	当期末処分剰余金	552,950	413,885
前払年金費用	—	—	(うち当期剰余金)	356,935	201,326
繰延税金資産	—	—	処分未済持分	△ 43,288	△ 48,147
資産合計	166,950,180	166,760,880	その他有価証券評価差額金	856,533	1,030,660
			土地再評価差額金	1,743,244	1,772,363
			純資産合計	12,356,186	12,219,679
			負債及び純資産合計	166,950,180	166,760,880

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	平成30年度	科 目	令和元年度	平成30年度
事業総利益	3,412,361	3,526,139	事業管理費	3,015,619	3,114,271
事業収益	9,197,989	—	人件費	2,001,418	2,066,634
事業費用	5,785,628	—	業務費	224,283	218,053
信用事業収益	1,182,595	1,290,398	諸税負担金	111,274	123,864
資金運用収益	1,095,868	1,186,528	施設費	674,194	701,060
役務取引等収益	16,712	18,226	その他事業管理費	4,449	4,658
その他事業直接収益	—	—	事業利益	396,741	411,867
その他経常収益	70,014	85,643	事業外収益	222,777	223,688
信用事業費用	79,542	103,577	受取雑利息	9,756	11,498
資金調達費用	49,286	62,651	受取出資配当金	134,180	132,360
役務取引等費用	10,730	10,940	貸貸料	36,211	34,390
その他事業直接費用	—	—	雑収入	42,628	45,439
その他経常費用	19,526	29,985	事業外費用	33,912	26,673
うち貸倒引当金繰入額	△ 25,314	△ 20,483	支払雑利息	2,028	2,134
信用事業総利益	1,103,052	1,186,820	貸倒損失	—	—
共済事業収益	739,891	774,910	寄付金	1,835	1,580
共済付加収入	665,421	710,137	雑損失	30,047	22,958
共済貸付金利息	—	—	経常利益	585,607	608,882
その他の収益	74,469	64,773	特別利益	5,455	14,542
共済事業費用	48,855	57,508	信用事業特別利益	—	—
共済借入金利息	—	—	固定資産処分益	539	2,999
共済推進費	26,527	35,847	一般補助金	4,916	11,543
共済保全費	—	—	貸倒引当金戻入益	—	—
その他の費用	22,327	21,660	その他特別利益	—	—
共済事業総利益	691,036	717,401	特別損失	111,070	282,630
購買事業収益	5,111,735	5,573,524	信用事業特別損失	—	—
購買品供給高	4,882,762	5,279,106	固定資産処分損	7,381	6,146
購買手数料	—	—	固定資産圧縮損	4,916	11,543
その他の収益	228,972	294,417	減損損失	98,773	264,940
購買事業費用	4,372,483	4,708,265	その他特別損失	—	—
購買品供給原価	4,290,053	4,617,851	税引前当期利益	479,991	340,795
購買品供給費	—	—	法人税・住民税及び事業税	132,123	137,765
その他の費用	82,430	90,414	法人税等調整額	△ 9,067	1,703
うち貸倒引当金繰入額	△ 11,688	△ 8,594	過年度法人税等	—	—
購買事業総利益	739,251	865,258	法人税等合計	123,056	139,468
販売事業収益	1,930,879	1,688,369	当期剰余金	356,935	201,326
販売品販売高	402,514	408,908	当期首繰越剰余金	142,901	135,578
販売手数料	438,621	270,251	土地再評価差額金取崩額	29,118	△ 196,025
販売雑収入	177,407	190,190	経営安定化対策積立金取崩額	—	264,940
その他の収益	912,335	819,019	土地減損対策積立金取崩額	15,969	—
販売事業費用	1,207,544	1,130,253	農業振興積立金取崩額	8,025	8,065
販売品販売原価	301,177	312,737	当期未処分剰余金	552,950	413,885
販売費	—	—			
その他の費用	906,367	817,516			
販売事業総利益	723,334	558,115			
その他事業収益	275,351	298,279			
その他事業費用	17,349	9,756			
その他事業総利益	258,002	288,522			
指導事業収入	4,033	8,663			
指導事業支出	106,348	98,642			
指導事業収支差額	△ 102,314	△ 89,979			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

# 注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 購買品（店舗在庫）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(3) 販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

### 4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

---

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## (2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

### ①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

### ②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### 1 棚卸資産の評価方法

当事業年度より、購買品のうち店舗在庫以外の棚卸資産及び販売品について、評価基準及び評価方法を売価還元原価法から総平均法に変更しています。この変更は在庫管理システムの体制が整備されたことにより、より適切な在庫管理が実施できるようになったことから変更したものであります。

当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合に、過年度の財務諸表に与える影響が軽微と考えられるため、遡及適用は行わず、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。

これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。

## III. 表示方法の変更に関する注記

### 1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書の各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

## IV. 貸借対照表に関する注記

### 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,856,860 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,867,272 千円      機械装置 6,985,045 千円      器具備品 4,542 千円

### 2 担保に供している資産等

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

### 3 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の総額

子会社に対する金銭債権の総額	641 千円
子会社に対する金銭債務の総額	389,920 千円

### 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 97,875 千円

### 5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は 68,280 千円、延滞債権額は 331,864 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 400,144 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を回る金額 3, 225, 492 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

## V. 損益計算書に関する注記

### 1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	27, 749 千円
うち事業取引高	7, 291 千円
うち事業取引以外の取引高	20, 458 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	310, 485 千円
うち事業取引高	310, 474 千円
うち事業取引以外の取引高	11 千円

### 2 減損損失に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
八 幡 浜	一般資産	土地・構築物	
瀬 戸	〃	土地	
三 瓶 給 油 所	〃	土地	
大 平 給 油 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	賃貸用固定資産	土地・構築物	
瀬 戸 大 久 駐 車 場	〃	土地	
旧 集 中 事 業 所 跡 地	〃	土地	
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊休資産	土地	
旧 双 岩 事 業 所	〃	土地	
P C 川 之 石	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
旧 塩 成 事 業 所	〃	土地	
旧 名 取 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地・建物・構築物	
二 及 事 業 所	〃	土地・建物	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地・建物・構築物	
皆 江 事 業 所	〃	土地・建物	
下 泊 事 業 所	〃	土地・建物	
三 崎 住 宅	〃	土地	
産 業 通 り 住 宅 跡 地	〃	土地	業務外固定資産

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（八幡浜、瀬戸、三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（だんだん三瓶、瀬戸大久駐車場、旧集中事業所跡地）は、キャッシュ・フローを単年度で見込んでおり、将来キャッシュ・フローが帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、旧双岩事業所、P C川之石、磯津事業所、旧塩成事業所、旧名取事業所、産業通り住宅跡地）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所は事業所廃止の決定、三崎住宅は賃貸契約がなくなったため遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

## (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

八幡浜	6,172千円	(土地	5,977千円、構築物	194千円)	
瀬戸	3,484千円	(土地	3,484千円)		
三瓶給油所	259千円	(土地	259千円)		
大平給油所	1,094千円	(土地	1,094千円)		
だんだん三瓶	2,268千円	(土地	2,071千円、構築物	197千円)	
瀬戸大久駐車場	317千円	(土地	317千円)		
旧集中事業所跡地	5,170千円	(土地	5,170千円)		
瀬戸塩成集荷所	33千円	(土地	33千円)		
旧双岩事業所	1,222千円	(土地	1,222千円)		
P C川之石	4,803千円	(土地	4,803千円)		
磯津事業所	45千円	(土地	45千円)		
旧塩成事業所	349千円	(土地	349千円)		
旧名取事業所	57千円	(土地	57千円)		
周木事業所	25,388千円	(土地	21,971千円、建物	3,403千円、構築物	13千円)
二及事業所	12,625千円	(土地	10,966千円、建物	1,658千円)	
蔵貫事業所	10,873千円	(土地	4,562千円、建物	6,305千円、構築物	5千円)
皆江事業所	11,020千円	(土地	7,895千円、建物	3,125千円)	
下泊事業所	13,386千円	(土地	10,052千円、建物	3,334千円)	
三崎住宅	54千円	(土地	54千円)		
産業通り住宅跡地	143千円	(土地	143千円)		

## (4) 回収可能価額の算定方法

八幡浜、瀬戸、三瓶給油所、大平給油所、瀬戸塩成集荷所、旧双岩事業所、P C川之石、磯津事業所、旧塩成事業所、旧名取事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、産業通り住宅跡地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

だんだん三瓶、瀬戸大久駐車場、旧集中事業所跡地の固定資産の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は5.1%です。

## 3 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,083千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	123,279,145	123,291,206	12,061
有価証券	11,688,210	11,688,210	
その他有価証券	11,688,210	11,688,210	—
貸出金(*1)	9,792,800		
貸倒引当金(*2)	△ 242,288		
貸倒引当金控除後	9,550,512	10,242,945	692,433
資 産 計	144,517,867	145,222,361	704,494
貯金	146,964,603	147,008,661	44,057
負 債 計	146,964,603	147,008,661	44,057

(\*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 205,644 千円を含んでいます。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### ○資産

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

##### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

**(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品**

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,915,666

(\*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

**(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	123,279,145	—	—	—	—	—
有 価 証 券	1,000,000	1,700,000	—	—	—	7,700,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
<sub>その他有価証券のうち 満期があるもの</sub>	1,000,000	1,700,000	—	—	—	7,700,000
貸出金 (*1, 2)	1,522,321	919,244	834,243	769,079	635,254	4,884,645
合 計	125,801,466	2,619,244	834,243	769,079	635,254	12,584,645

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 527,037 千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 228,012 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

**(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額**

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	137,426,688	5,268,075	2,787,293	619,277	527,908	335,361

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## VII. 有価証券に関する注記

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

**(1) その他有価証券で時価のあるもの**

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 ( * )
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	11,464,030	10,300,048	1,163,981
	地方債	224,180	204,123	20,056
合 計		11,688,210	10,504,171	1,184,038

\* 上記差額から繰延税金負債 327,505 千円を差し引いた額 856,533 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当なし

## Ⅷ. 退職給付に係る注記

### 1 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,225,851 千円です。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		1,163,726 千円
勤務費用		20,983 千円
利息費用		8,378 千円
数理計算上の差異の発生額	△	77,699 千円
退職給付の支払額	△	100,659 千円
期末における退職給付債務（控除後）		1,014,729 千円

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		409,324 千円
期待運用収益		4,666 千円
数理計算上の差異の発生額	△	160 千円
年金制度への拠出金		23,357 千円
退職給付の支払額	△	46,100 千円
期末における年金資産		391,087 千円

#### (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		2,240,580 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,225,851 千円
退職給付債務（控除後）		1,014,729 千円
年金資産	△	391,087 千円
未積立退職給付債務		623,642 千円
未認識過去勤務費用		1,753 千円
未認識数理計算上の差異		88,952 千円
貸借対照表計上額純額 7		14,348 千円
退職給付引当金		714,348 千円

#### (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		20,983 千円
利息費用		8,378 千円
期待運用収益	△	4,666 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△	3,804 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	5,260 千円
小計		15,630 千円
特定退職共済制度への拠出金		86,586 千円
臨時に支払った割増退職金		7,781 千円
合計		109,998 千円

#### (6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般資産	100 %
------	-------

#### (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

#### (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72 %
長期期待運用収益率	1.14 %

## 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 26,017 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、316,473 千円となっています。

## IX. 税効果会計に関する注記

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	20,167 千円
	退職給付引当金	197,588 千円
	貸倒引当金	69,472 千円
	貸倒損失	1,203 千円
	雑損失	27,762 千円
	減損損失	274,316 千円
	役員退職慰労引当金	5,439 千円
	その他	38,541 千円
	繰延税金資産 小計	634,492 千円
	評価性引当額	△ 374,116 千円
繰延税金資産 合計 (A)	260,375 千円	
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 497 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 327,505 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 328,002 千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 67,627 千円	

## 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率 (調整)	27.66 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.32 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.91 %
住民税均等割等	1.11 %
評価性引当額の増減	0.93 %
土地再評価差額金取崩額	△ 3.45 %
その他	△ 1.02 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.64 %

## X. その他の注記

### 1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

#### (1) ファイナンス・リース取引（借り手側）

##### ①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

##### ②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

#### (2) オペレーティング・リース取引（借り手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	33,025	37,825

## 事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内訳科目	令和元年度	平成30年度
人 件 費	役員報酬	49,701	51,310
	給料手当	1,541,690	1,612,168
	うち賞与引当金繰入額	72,913	77,378
	福利厚生費	293,960	303,940
	退職給付費用	109,998	93,431
	役員退職慰労金	6,066	5,783
	うち役員退職慰労引当金繰入額	6,066	5,783
	小 計	2,001,418	2,066,634
業 務 費	会議費	22,245	20,976
	接待交際費	1,107	1,326
	宣伝広告費	1,294	836
	通信費	43,824	47,341
	印刷消耗品費	24,929	25,384
	図書研修費	16,187	17,080
	事務委託費	104,904	94,836
	旅費	9,789	10,271
	小 計	224,283	218,053
諸 税 負 担 金	租税公課	72,649	74,907
	支払賦課金	31,618	41,464
	分担金	7,007	7,492
	小 計	111,274	123,864
施 設 費	減価償却費	326,978	346,763
	保守修繕費	88,693	70,696
	保険料	45,937	50,909
	水道光熱費	72,354	86,181
	賃借料	79,532	79,949
	消耗備品費	3,128	4,828
	車輛費	39,324	42,245
	施設管理費	18,244	19,485
	小 計	674,194	701,060
その他事業管理費		4,449	4,658
	合 計	3,015,619	3,114,271

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和元年度	平成30年度
当期末処分剰余金	552,950	413,885
任意積立金取崩額	—	1,567,619
営農振興積立金	—	665,000
特別積立金	—	902,619
剰余金処分額	386,625	1,838,603
利益準備金	80,000	60,000
任意積立金	263,553	1,735,352
営農振興積立金	80,000	60,000
経営安定化対策積立金	80,000	150,000
土地減損対策積立金	3,553	1,525,352
共選再編積立金	100,000	—
事業分量配当金	—	—
出資配当金	43,071	43,251
次期繰越剰余金	166,325	142,901

(注)

1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和元年度 1.5%      平成30年度 1.5%

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和元年度 20,000千円      平成30年度 20,000千円

3. 営農振興積立金は、営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的とし、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額）の5分の1に相当する金額以上の金額を基準に積み立て、出資金の2倍に達するまでの金額を積立目標額としています。

4. 経営安定化対策積立金は、将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとし、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとし、積立金の積立目標額は20億円としています。

5. 土地減損積立金は、固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充てることを目的としています。積立目標額は土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額とし、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

6. 共選再編積立金は、将来の共選体制を維持するための、共選再編に向けて積み立てるものとしています。積立目標額は10億円とし、毎事業年度の販売事業利益（事業管理費控除後）の3分の1に相当する金額以上を基準として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

## 部門別損益計算書（令和元年度）

（単位：千円）

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,244,486	1,182,595	739,891	5,718,115	1,599,850	4,033	
事業費用②	5,832,124	79,542	48,855	4,347,785	1,262,446	93,494	
事業総利益③ ①-②	3,412,361	1,103,052	691,036	1,370,330	337,403	△ 89,461	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	3,015,619 (326,978) (2,001,418)	784,600 (19,304) (454,516)	457,794 (5,960) (351,919)	1,059,398 (229,277) (603,937)	459,251 (64,071) (281,153)	254,574 (8,364) (197,730)	(△ 112,160)
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		176,998 (2,623) (26,983)	94,848 (883) (20,892)	185,137 (32,135) (35,854)	98,907 (9,726) (16,691)	42,558 (1,238) (11,738)	(△ 112,160)
事業利益⑧ ③-④	396,741	318,452	233,241	310,932	△ 121,847	△ 344,035	
事業外収益⑨	222,777	65,658	33,434	73,707	34,975	15,002	
うち共通分⑩		62,392	33,434	65,261	34,864	15,002	△ 210,954
事業外費用⑪	33,912	10,394	5,292	10,331	5,519	2,374	
うち共通分⑫		9,877	5,292	10,331	5,519	2,374	△ 33,395
経常利益⑬ ⑧+⑨-⑪	585,607	373,716	261,382	374,308	△ 92,391	△ 331,408	
特別利益⑭	5,455	159	85	3,082	2,089	38	
うち共通分⑮		159	85	166	89	38	539
特別損失⑯	111,070	31,393	16,822	35,752	19,553	7,548	
うち共通分⑰		31,393	16,822	32,836	17,542	7,548	106,143
税引前当期利益⑱ ⑬+⑭-⑯	479,991	342,483	244,645	341,638	△ 109,856	△ 338,918	
営農指導事業分 配賦額⑲		67,783	67,783	169,459	33,891	△ 338,918	
営農指導事業 配賦後⑳ 税引前当期利益	479,991	274,699	176,861	172,178	△ 143,748		

(注) 損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

## 配賦割合

（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29.5	15.8	30.9	16.5	7.1	100.0
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	—	100.0

## 部門別の資産

（単位：千円）

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	166,950,180	148,838,594	1,517,216	4,693,444	1,321,510	2,543	10,576,872
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	166,950,180 (7,909,508)	151,966,822 (2,339,325)	3,193,546 (1,253,578)	7,965,523 (2,446,898)	3,069,569 (1,307,219)	754,719 (562,485)	

## 経営者確認書

- ① 私は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 2 年 6 月 25 日

西宇和農業協同組合

代表理事理事長 木下 親

## 会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 開示基準別の債権の分類・保全状況図

## 〈自己査定債務者区分〉

対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信
	貸出金	その他の債権	
	破綻先		
	実質破綻先		
	破綻懸念先		
要留意先	要管理先		
	その他要留意先		
	正常先		

## 〈金融再生法債権区分〉

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

## 〈リスク管理債権〉

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

- **破綻先**  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- **実質破綻先**  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、と認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- **破綻懸念先**  
現状経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- **要管理先**  
要留意先の債務者のうち該当債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
  - 3か月以上延滞債権
  - 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権
  - 貸出条件緩和債権
 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- **その他の要留意先**  
要管理先以外の要留意先に属する債務者
- **正常先**  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- **危険債権**  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に基いた債権の元本の回収及び利息の受取りがでできない可能性の高い債権
- **要管理債権**  
3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）
- **正常債権**  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第1号から第3号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

- **破綻先債権**  
元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
- **延滞債権**  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- **3か月以上延滞債権**  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び遅延債権を除く）
- **貸出条件緩和債権**  
債務者の経営又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く）

## 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

### 主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

項目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
経常収益（事業収益）	9,244,486	9,696,142	9,796,765	9,939,797	10,241,687
信用事業	1,182,595	1,290,398	1,277,364	1,329,746	1,335,753
共済事業	739,891	774,910	798,786	821,689	822,352
農業関連事業	5,718,115	5,833,107	5,826,303	5,826,565	6,027,802
その他事業	1,603,883	1,797,726	1,894,310	1,961,796	2,055,778
経常利益	585,607	608,882	565,541	510,273	335,881
当期剰余金	356,935	201,326	533,420	309,723	173,740
純資産額	12,356,186	12,219,679	11,989,953	11,487,835	11,497,929
出資金	2,929,077	2,936,986	2,968,973	3,010,152	3,035,958
利益準備金	3,839,386	3,779,386	3,669,386	3,604,386	3,554,386
再評価差額金	1,743,244	1,772,363	1,556,724	1,549,795	1,493,184
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	2,477,574	2,333,835	2,246,842	2,076,907	1,923,300
有価証券等評価差額金	856,533	1,030,660	943,232	892,224	1,148,227
当期末処分剰余金	552,950	413,885	649,397	402,115	397,230
処分未済持分	△ 43,288	△ 48,147	△ 45,311	△ 48,455	△ 55,065
総資産額	166,950,180	166,760,880	163,136,524	162,156,362	160,296,030
貯金残高	146,964,603	146,697,691	143,481,731	141,262,114	138,786,189
貸出金残高	9,587,156	10,088,065	9,407,992	10,094,330	14,153,872
預金残高	123,279,145	120,335,746	117,176,934	113,790,224	106,458,994
有価証券残高	11,688,210	12,939,724	12,626,066	12,563,319	13,623,990
剰余金配当金額	43,071	43,251	43,818	44,275	44,620
事業分量配当	—	—	—	—	—
出資配当額	43,071	43,251	43,818	44,275	44,620
組合員数	11,728	11,322	12,081	12,256	12,362
正組合員	5,518	5,601	5,740	5,890	5,959
准組合員	6,210	6,261	6,341	6,366	6,403
役員数	30	29	30	29	36
理事	4	3	4	4	4
経営管理委員	20	20	20	19	26
監事	6	6	6	6	6
職員数	294	310	325	330	356
男	216	228	237	239	258
女	78	82	88	91	98
単体自己資本比率	15.80	15.37	16.35	15.65	16.21

## 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

### 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増 減
資金運用収支	1,046,581	1,123,876	△77,295
役務取引等収支	5,982	7,286	△1,303
その他信用事業収支	50,488	55,658	△5,169
信用事業粗収益	1,103,052	1,186,820	△83,768
信用事業粗収益率	0.78	0.85	△0.07
事業粗収益	3,412,361	3,526,139	△113,777
事業粗収益率	2.08	2.16	△0.08

注1：信用事業粗収益率＝信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2：事業粗収益率＝事業粗収益÷総資産平均残高×100

### 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			平成30年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	140,446	1,095	0.78	138,294	1,186	0.85
預金	119,413	799	0.66	116,873	862	0.73
有価証券	11,043	141	1.28	11,416	148	1.30
貸出金	9,989	154	1.54	10,004	175	1.75
資金調達勘定	145,267	49	0.03	143,895	62	0.04
貯金・定期積金	145,252	48	0.03	143,874	62	0.04
借入金	14	0	2.03	20	0	2.59
総資金利鞘	—	—	0.33	—	—	0.39

注1：総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

### 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和元年度増減額	平成30年度増減額
受取利息	△90,659	66,265
うち貸出金	△20,972	△14,603
商品有価証券	—	—
有価証券	△6,508	604
コールローン	—	—
買入手形	—	—
預金	△63,178	80,264
支払利息	△13,364	△5,348
うち貯金	△13,114	△5,091
譲渡性貯金	—	—
借入金	△249	△257
差 引	△77,295	71,613

注1：増減額は前年度対比です。

### 利益率

(単位：%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増 減
総資産経常利益率	0.35	0.36	△0.01
資本経常利益率	4.72	4.96	△0.24
総資産当期純利益率	0.21	0.12	0.09
資本当期純利益率	2.87	1.64	1.23

注1：総資産経常利益率＝経常利益÷総資産×100

注2：資本経常利益率＝経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3：総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産平均残高×100

注4：資本当期純利益率＝当期純利益÷資本勘定平均残高×100

## 貯金に関する指標

### 【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	49,846,629	33.91	46,500,655	31.69	3,345,974
当座貯金	328,007		414,408		△86,400
普通貯金	49,069,193		45,675,852		3,393,340
貯蓄貯金	446,688		405,025		41,663
通知貯金	—		—		△40,000
別段貯金	2,740		5,369		△2,628
その他貯金	—		—		—
定期性貯金	97,117,974	66.08	100,197,035	68.30	△3,079,061
定期貯金	93,646,443		96,613,242		△2,966,798
定期積金	3,471,530		3,583,793		△112,262
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	146,964,603	100.00	146,697,691	100.00	266,912
組合員貯金	129,176,704	87.89	129,504,290	88.27	△327,586
うち同一世帯に属するもの	55,021,796		55,286,740		△264,944
うちその他非営利法人	10,648,006		10,851,583		△203,577
うち地方公共団体	9,475,779		9,707,530		△231,751
組合員以外の貯金	17,787,899	12.1	17,193,400	11.72	594,499

### 【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	45,049,641	31.01	42,336,502	29.42	2,713,138
定期性貯金	100,192,171	68.98	101,524,505	70.57	△1,332,333
小 計	145,241,813		143,861,008		1,380,805
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	145,241,813	100.00	143,861,008	100.00	1,380,805

### 【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	93,646,443	100.00	96,613,242	100.00	△2,966,798
うち固定自由金利定期	93,638,061	99.99	96,604,750	99.99	△2,966,688
変動自由金利定期	8,383	0.00	8,493	0.00	△109

注1：固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注2：変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

## 貸出金に関する指標

### 【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	9,060,119	94.50	9,476,317	93.93	△416,198
当座貸越	527,037	5.49	611,748	6.06	△84,711
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	9,587,156	100.00	10,088,065	100.00	△500,909
組合員貸出金	6,322,831	65.95	6,403,755	63.47	△80,924
うち同一世帯に属するもの	63,276		102,816		△39,540
組合員以外の貸出金	3,264,325	34.04	3,684,310	36.52	△419,984
地方公共団体	1,424,104		1,757,122		△333,017
その他員外	840,221		927,188		△86,967

### 【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	341	0.00	635	0.00	△293
証書貸付金	9,331,096	93.40	9,286,825	92.79	44,271
当座貸越	658,558	6.59	720,900	7.20	△62,341
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	9,989,997	100.00	10,008,361	100.00	△18,364

### 【貸出金の金利条件別内訳】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	8,687,927	90.62	9,053,894	89.74	△365,967
変動金利貸出	899,229	9.37	1,034,171	10.25	△134,942
合 計	9,587,156	100.00	10,088,065	100.00	△500,909

注1：固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注2：変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

### 【貸出金の担保別内訳】

(単位：千円)

項 目	令和元年度	平成30年度	増 減
担 保	1,094,282	1,283,372	△189,090
当組合貯金・積金	342,669	449,897	△107,228
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	1,893	△1,893
その他	751,612	831,582	△79,970
保 証	5,147,744	4,943,318	204,426
農業信用基金協会	4,894,016	4,786,253	107,764
その他	253,728	157,065	96,663
信 用	3,345,130	3,861,375	△516,245
合 計	9,587,156	10,088,065	△500,909

【業種別の貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	2,159,662	22.52	2,115,183	20.96	44,479
林業	—	—	139	0.00	△139
水産業	130,506	1.36	85,511	0.84	44,995
製造業	174,985	1.82	163,667	1.62	11,318
鉱業	—	—	58	0.00	△58
建設業	638,118	6.65	699,031	6.92	△60,913
電器・ガス・水道業	124,127	1.29	131,240	1.30	△7,113
運輸・通信業	139,093	1.45	177,281	1.75	△38,188
卸売・小売業・飲食店	157,601	1.64	168,946	1.67	△11,345
金融・保険業	1,033,449	10.77	1,032,771	10.23	678
不動産業	114,152	1.19	126,605	1.25	△12,453
サービス業	1,355,635	14.14	1,360,794	13.48	△5,159
地方公共団体	1,614,928	16.84	1,757,122	17.41	△142,194
その他	1,944,900	20.28	2,269,717	22.49	△324,817
合 計	9,587,156	100.00	10,088,065	100.00	△500,909

【貯貸率・貯証率】

(単位：%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増 減
貯貸率	期 末	6.52	△0.35
	期中平残	6.87	△0.07
貯証率	期 末	7.95	△0.86
	期中平残	7.60	△0.33

注1：貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。

注2：貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の使途別残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和元年度		平成30年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	4,957,968	51.71	4,945,416	49.02	12,552
運転資金	4,629,187	48.28	5,142,649	50.97	△513,462
合 計	9,587,156	100.00	10,088,065	100.00	△500,909

【債務保証の担保別内訳】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	696,342	713,217	△16,875
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	3,007	4,575	△1,568
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	214,014	192,702	21,312
農業関連団体等	—	—	—
合 計	913,364	910,495	2,869

注1： 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2： 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注3： 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

## 【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和元年度	平成30年度	増 減
プロパー資金	738,147	729,845	8,302
農業制度資金	175,216	180,650	△ 5,434
農業近代化資金	157,174	155,023	2,151
その他制度資金	18,042	25,627	△ 7,585
合 計	913,364	910,495	2,869

注1： プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注2： 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事でJ Aが低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3： その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## リスク管理債権額

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減
破綻先債権額	68,280	69,474	△ 1,194
延滞債権額	331,864	382,816	△ 50,952
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注1：破綻先債権額

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

注3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

注4：貸出条件緩和債権額

債務者の経営又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分	令和元年度	平成30年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	331,834	353,653
危険債権	69,716	98,638
要管理債権	—	—
小 計 (A)	401,550	452,291
保全額 (合計) (B)	401,550	452,291
担保・保証	186,508	216,969
引 当	215,042	235,322
保 全 率 (B/A)	100 %	100 %
正 常 債 権	9,195,084	9,654,463
合 計	9,596,634	10,106,754

注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。

注2：危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権です。

注3：要管理債権

3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。

注4：正常債権

上記以外の債権です。

## 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和元年度		平成30年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	50	148	49	143
	金 額	24,075,432	41,247,791	26,019,250	41,198,907
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	11,637	32,533	21,883	11,217
雑 為 替	件 数	1	1	1	1
	金 額	8,068,509	379,042	6,743,569	486,504
合 計	件 数	53	151	52	147
	金 額	32,155,579	41,659,367	32,784,703	41,696,629

## 有価証券に関する指標

### 【種類別有価証券残高】

(単位：千円)

種類	令和元年度	平成30年度	増減
国 債	11,464,030	12,006,180	△ 542,150
地方債	224,180	933,544	△ 709,364
金融債	—	—	—
合 計	11,688,210	12,939,724	△1,251,514

### 【種類別有価証券平均残高】

(単位：千円)

種類	令和元年度	平成30年度	増減
国 債	10,603,383	10,509,046	94,337
地方債	439,847	907,686	△ 467,839
金融債	—	—	—
合 計	11,043,230	11,416,733	△ 373,503

### 【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

### 【有価証券残存期間別残高】

(単位：千円)

種 類	1年以下	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年	10年超	期間の 定めなし	合計
令和元年度								
国債	1,013,900	1,726,940	—	—	—	8,723,190	—	11,464,030
地方債	—	—	—	—	—	224,180	—	224,180
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,013,900	1,726,940	—	—	—	8,947,370	—	11,688,210
平成30年度								
国債	304,650	2,781,000	—	—	—	8,920,530	—	12,006,180
地方債	706,724	—	—	—	—	226,820	—	933,544
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,011,374	2,781,000	—	—	—	9,147,350	—	12,939,724

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種 類	令和元年度			平成30年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	11,464,030	10,300,048	1,163,981	12,006,180	10,607,602	1,398,578
	地方債	224,180	204,123	20,056	933,544	907,377	26,167
	小 計	11,688,210	10,504,171	1,184,038	12,939,724	11,514,979	1,424,745
合 計		11,688,210	10,504,171	1,184,038	12,939,724	11,514,979	1,424,745

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	340,990	20,569,532	339,809	21,923,296
終身共済	225,653	15,754,178	241,657	16,537,418
定期生命共済	53,080	103,340	2,400	57,060
養老生命共済	52,590	4,145,119	80,580	4,730,980
うちこども共済	40,190	1,120,110	57,730	1,182,840
医療共済	500	344,435	500	369,835
がん共済	—	42,450	—	44,200
定期医療共済	—	51,260	—	56,430
介護共済	9,167	104,150	14,672	102,771
年金共済	—	24,600	—	24,600
建物更生共済	1,658,210	15,736,524	2,471,301	15,973,282
合 計	1,999,200	36,306,057	2,811,110	37,896,578

注1：金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）で表示しています。

注2：こども共済は養老生命共済の内書で表示しています。

注3：J A共済は、J A、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、J AとJ A共済連が共同でお引き受けをしております。

【医療系共済の入院共済金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	285	6,992	388	6,967
がん共済	68	1,912	106	1,944
定期医療共済	0	198	0	212
合 計	354	9,103	494	9,124

(注) 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・生活障害共済の共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	13,477	206,605	32,569	219,151
生活障害共済(一時金型)	—	121,430	—	81,760
生活障害共済(定期年金型)	—	5,844	—	4,794

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	77,240	246,466	23,516	193,935
年金開始後	—	143,121	—	141,828
合 計	77,240	389,587	23,516	335,763

(注) 金額は、年金金額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、万円)

種 類	令和元年度		平成30年度	
	件数	掛金額	件数	掛金額
火災共済	1,504	1,231	1,554	1,313
自動車共済	15,236	58,764	15,214	58,854
傷害共済	27,447	4,171	26,469	4,171
賠償責任共済	597	105	588	105
定額定期生命共済	1	1	1	1
自賠責共済	7,588	16,625	7,720	17,120
合 計	52,373	80,899	51,546	81,566

## ●その他事業

### 【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項 目	令和元年度		平成30年度	
	供給原価	供給高	供給原価	供給高
生産資材	3,413,350	3,756,116	3,674,824	4,023,691
肥料	525,584	588,752	468,714	516,862
農薬	1,155,395	1,267,213	1,123,131	1,193,864
飼料	19,426	19,898	60,863	62,268
農業機械	174,266	205,601	199,135	234,630
自動車	279,760	279,761	325,202	327,213
燃料	825,002	904,195	878,505	974,859
その他	433,910	490,693	619,271	713,992
生活資材	888,923	1,126,645	1,005,023	1,255,414
食料品	367,736	441,297	461,265	549,112
衣料品	12,361	15,162	4,666	5,498
耐久消費財	138,750	153,263	132,351	144,527
日用保健雑貨	91,565	107,269	97,840	112,959
家庭燃料	181,648	303,834	208,954	333,126
その他	96,860	105,817	99,945	110,191
合 計	4,302,274	4,882,762	4,679,849	5,279,106

### 【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項 目	令和元年度		平成30年度	
	取扱高	取扱量	取扱高	取扱量
米	—	—	—	—
野菜	—	—	—	—
果実	16,475,834	60,818 t	15,030,471	51,856 t
畜産物	64,765	41頭	115,135	40頭
その他	1,309	—	1,412	—
合 計	16,541,910	—	15,147,019	—

### 【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項 目	令和元年度	平成30年度
収 入	4,033	8,663
指導補助金	—	—
指導雑収入	3,391	8,043
支 出	106,348	98,642
営農改善費	564	578
生活文化改善費	6,559	6,574
組織育成費	17,682	20,929
教育情報費	338	316
農業振興費	18,112	14,817
青果指導費	62,065	54,681
農畜産指導費	269	436
その他指導費	755	757

# 自己資本の充実の状況

## ●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	平成元年度		平成30年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,713,336		9,373,403	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,929,784		2,937,693	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,869,911		6,527,108	
うち、外部流出予定額(△)	43,071		43,251	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 43,288		△ 48,147	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27,667		35,881	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	27,667		35,881	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	455,521		579,680	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,196,525		9,988,965	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	50,527	—	34,588	2,749
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	50,527	—	34,588	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	260,375	—	267,898	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	310,903		302,487	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,885,622		9,686,478	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	56,852,671		57,323,733	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,530,673		2,576,359	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,530,673		2,576,359	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,711,525		5,682,705	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,564,197		63,006,438	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.80		15.37	

注1：「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2：当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3：当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ●自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度			平成30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	421,989	—	—	467,657	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,329,626	—	—	10,637,028	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,181	—	—	10,793	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,628,453	—	—	2,674,778	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124,283,799	24,856,759	994,270	121,340,423	24,268,084	970,723
法人等向け	402,605	392,259	15,690	455,555	444,708	17,788
中小企業等向け及び個人向け	874,917	413,993	16,559	966,476	440,603	17,624
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	281,642	281,642	11,265	307,679	307,603	12,304
三月以上延滞等	165,105	175,768	7,030	188,864	150,714	6,028
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等保証付	4,897,621	475,540	19,021	4,790,426	463,773	18,550
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,673,301	1,673,301	66,932	1,674,016	1,674,016	66,960
(うち出資等のエクスポージャー)	1,673,301	1,673,301	66,932	1,674,016	1,674,016	66,960
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	18,248,930	26,052,732	1,042,109	19,249,352	26,997,869	1,079,914
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,006,565	12,946,819	517,872	14,006,987	13,891,956	555,678

証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,841,577	2,530,673	101,226	2,878,847	2,576,359	103,054
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	166,054,754	56,852,671	2,274,106	165,641,900	57,323,733	2,292,949
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	166,054,754	56,852,671	2,274,106	165,641,900	57,323,733	2,292,949
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	5,711,525		228,461	5,682,705		227,308
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	62,564,197		2,502,567	63,006,438		2,520,257

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%\} \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ●信用リスクに関する事項

### ①標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー (地域別・業種別・残存期間別) 及び  
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項 目	令和元年度					平成30年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー	
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			
国 内	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
地域別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
法 人	農業	24	11	—	—	3	27	15	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	370	370	—	—	66	399	399	—	—	69
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	—	—	—	10	10	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	124,283	1,001	—	—	—	121,340	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	13	8	—	—	—	16	14	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,958	1,424	10,533	—	—	13,311	1,764	11,547	—	—
	その他	694	533	—	—	22	736	562	—	—	32
	個 人	6,449	5,913	—	—	328	6,584	5,964	—	—	355
その他	19,666	—	—	—	—	20,622	—	—	—	3	
業種別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
残存期間別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
1年以下	124,583	144	1,000	—	—	121,771	217	1,005	—	—	
1年超3年以下	2,201	436	1,706	—	—	3,190	446	2,707	—	—	
3年超5年以下	1,054	1,054	—	—	—	651	651	—	—	—	
5年超7年以下	819	819	—	—	—	1,372	1,372	—	—	—	
7年超10年以下	1,446	1,446	—	—	—	1,759	1,759	—	—	—	
10年超	32,579	5,086	7,827	—	—	26,900	3,438	7,834	—	—	
期限の定めのないもの	784	285	—	—	—	835	272	—	—	—	
残存期間別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	

注1：国外に対するエクスポージャーはありません。

注2：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3：「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注4：「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。

注5：「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。

注6：「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### ③貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項目	令和元年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35	27	—	35	27	33	35	—	33	35
個別貸倒引当金	286	256	0	286	256	343	286	24	319	286

### ④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和元年度						平成30年度						
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	
法人	農業	—	3	—	—	3	0	2	—	0	2	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	44	40	—	44	40	—	42	44	—	42	44	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	13	0	—	13	0	—	16	13	—	16	13	—
個人	228	211	0	228	211	—	282	228	24	258	228	—	
業種別計	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250 %を適用する残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度			平成30年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	12,385,251	12,385,251	—	13,790,257	13,790,257
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,897,621	4,897,621	—	4,790,426	4,790,426
	リスク・ウェイト 20%	—	124,283,799	124,283,799	—	121,340,423	121,340,423
	リスク・ウェイト 35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	289,468	289,468	—	293,777	293,777
	リスク・ウェイト 75%	—	874,917	874,917	—	966,476	966,476
	リスク・ウェイト100%	—	17,923,887	17,923,887	—	19,091,562	19,091,562
	リスク・ウェイト150%	—	102,481	102,481	—	96,531	96,531
	リスク・ウェイト200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
	その他	—	310,903	310,903	—	302,487	302,487
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	166,310,696	166,310,696	—	165,914,309	165,914,309	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

- 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和元年度		平成30年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	600	—	13,045	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	20,187	—
合 計	600	—	33,232	—

注1：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3：「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5：「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

### ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### ●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ●金融リスクに関する事項

### ①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

#### ○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

#### ○ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,226	1,346	312	—
2	下方パラレルシフト	0	0	3	—
3	スティーブ化	1,108	1,239		
4	フラット化	9	0		
5	短期金利上昇	107	91		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,226	1,346	312	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,885		9,686	

## 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

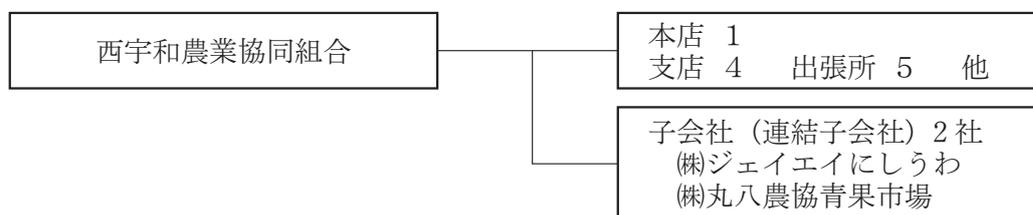
用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額(信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額)で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目 (T i e r I)	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目 (T i e r II)	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引(以下「資産等」といいます。)の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー(リスクを有する資産等)に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウェイト)を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新B I S規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。2年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

用語	内容
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ(回避・低減)するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト(同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト)に当該取引の想定元本(取引にかかる利息等を計算するための名目の元本)に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウエイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/Oストリップス	信用補完機能を持つI/Oストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%(0.01%が1ベースポイント)上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことであります。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本(基本的項目と補完的項目)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

## 連結情報（グループの概況）

### ●グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています。（令和2年7月末時点）。



### ●子会社等の状況

（単位：千円、％）

会社名	(株)ジェイエイにしよう	(株)丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 村田彰三	代表取締役社長 村田彰三
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	367,805	340,858
純資産額	310,077	198,729

### ●連結事業概況

#### （1）事業の概況

令和元年度の当JAの連結決算は、(株)ジェイエイにしよう・(株)丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益9,629百万円、連結当期剰余金374百万円、連結純資産12,754百万円、連結総資産167,178百万円で、連結自己資本比率は16.47％となりました。

#### （2）連結子会社の事業概況

##### ① (株)ジェイエイにしよう

##### ア オートパル

車輛販売においては、消費税増税等の影響もあって特に厳しい状況となり、台数においては計画300台に対し207台（前年比△85台）となりました。販売事業総利益は計画18,900千円に対し、16,888千円（計画比89.4％、+2,012千円）となりました。

車検整備においては、計画2,315台に対し2,123台（前年比△4台）、整備事業総利益は計画125,582千円に対し、113,598千円（計画比90.4％、△11,984千円）となりました。

オートパルの事業総利益は、130,906千円（計画比92.7％、△10,272千円、前年比92.3％）となりました。

（単位：台、千円、％）

項目	計画	実績	計画比
車輛販売	300	207	69.0
車検台数	2,315	2,123	91.7
事業総利益	141,178	130,906	92.7

##### イ 葬祭センター

令和元年度における管内の火葬件数は811件（前年比+70件）で、そのうち29.1％にあたる葬儀を当社で施行させていただきました。葬儀件数は目標261件に対し、236件（計画

比△ 25 件、前年比+ 3 件) となりました。

葬祭事業の事業総利益は、80,308千円(計画比98.9%、△897千円、前年比90.3%)となりました。

(単位：件、千円、%)

項 目	計 画	実 績	計 画 比
葬 儀 件 数	261	236	90.4
事業総利益	81,205	80,308	98.9

#### ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業は高齢化社会の中、主軸である団体傷害シニア保険の継続確保に努めるとともに、各種保険についても推進しました。6種類の取扱金額は11,024千円、取扱収益は2,087千円(計画比94.9%、前年比92.7%)となりました。

損保事業の事業総利益は、2,080千円(計画比95.9%、△90千円、前年比93.2%)となりました。

### ② (株)丸八農協青果市場

#### ア 販売概況

果実においては、春先の低温、7月は雨や曇りの日が多くぐずついた天気が続き、9月の台風では千葉県を中心に大規模な停電の発生、10月の台風では河川の氾濫や土砂災害により広範囲に大きな傷痕を残し、休業している店舗もあって売上に影響しました。極早生、早生の販売も夏場の天候不順、9月以降の気温高の影響などにより着色は遅れ、食味もいまひとつで単価安の販売で推移しました。また、年明けの中晩柑も天候の影響で体質の悪さと温州みかんの残果があり、厳しい販売で推移しました。いよかんの生産量は近年減少傾向にあります。

野菜も春先の低温やぐずついた天気の影響で、入荷量は減少し売上は伸び悩みました。その後も天候不順による高値と安値が入れ替わる異例の展開となりました。また、前年同様、国産品の需要は高まっているものの、産直市場の設立やインターネット販売に押され、消費者の小売店離れが進み、安定入荷、集荷維持が大きな課題となっています。

(単位：t、千円、%)

項 目	果 実		野 菜 他		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
取 扱 量	15,122	118.0	439	90.0	15,567	117.0
売 上 高	1,164	85.0	90	84.0	1,256	84.0

### ●最近5年間連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和元年	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
連結事業収益	9,629,494	10,097,024	10,205,485	10,344,363	10,665,289
信用事業	1,182,595	1,290,398	1,277,364	1,329,746	1,335,753
共済事業	739,891	774,910	798,786	821,689	822,352
農業関連事業	5,791,214	5,852,935	5,891,588	5,910,088	6,126,447
その他事業	1,915,792	2,178,780	2,237,746	2,282,839	2,380,736
連結経常利益	612,703	664,043	620,071	550,047	372,882
連結当期利益	507,075	395,888	511,503	444,587	181,711
連結純資産額	12,754,359	12,581,165	12,350,353	11,814,217	11,846,802
連結総資産額	167,178,690	166,945,119	163,292,455	162,325,580	160,516,665
連結自己資本比率	16.47	16.01	16.98	16.17	16.76

## 直近の2連結事業年度における財産の状況

### ●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度	平成30年度	科 目	令和元年度	平成30年度
1. 信用事業資産	145,005,381	143,822,976	1. 信用事業負債	146,793,722	146,488,822
(1) 現金	427,702	470,321	(1) 貯金	146,612,014	146,299,346
(2) 預金	123,288,604	120,340,019	(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) コールローン	—	—	(3) 売現先勘定	—	—
(4) 買現先勘定	—	—	(4) 借入金	5,146	11,151
(5) 買入手形	—	—	(5) 外国為替	—	—
(6) 買入金銭債権	—	—	(6) その他の信用事業負債	176,561	178,323
(7) 商品金銭債権	—	—	(7) 諸引当金	—	—
(8) 商品有価証券	—	—	(8) 債務保証	—	—
(9) 金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	570,282	725,065
(10) 有価証券	11,688,210	12,939,724	3. 経済事業負債	4,699,685	4,682,889
(11) 貸出金	9,587,156	10,088,065	4. 設備借入金	—	—
(12) 外国為替	—	—	5. 雑負債	632,121	578,497
(13) その他の信用事業資産	255,996	252,448	6. 諸引当金	803,178	895,742
(14) 債務保証見返勘定	—	—	(1) 賞与引当金	74,858	79,273
(15) 貸倒引当金	△ 242,288	△ 267,603	(2) 退職給付に係る負債	708,543	796,512
2. 共済事業資産	20,416	10,138	(3) その他引当金	19,776	19,957
3. 経済事業資産	4,626,711	5,137,380	7. 繰延税金負債	81,247	132,856
4. 雑資産	2,612,498	2,744,295	8. 再評価に係る繰延税金負債	787,429	803,996
5. 固定資産	8,086,596	8,402,528	負債の部合計	154,367,667	154,307,869
6. 外部出資	6,827,086	6,827,801	非支配株主持分	56,664	56,085
7. 繰延税金資産	—	—	1. 出資金	2,884,779	2,887,829
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資産の部合計	167,178,690	166,945,119	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	7,233,473	6,873,521
			5. 土地再評価差額金	1,743,244	1,772,363
			6. その他有価証券等評価差額金	856,533	1,030,660
			7. 退職給付に係る調整累計額	35,620	16,082
			純資産の部合計	12,754,359	12,581,165
			負債及び純資産の部合計	167,178,690	166,945,119

## ●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	平成30年度
1. 事業総利益	3,696,474	3,845,591
(1) 信用事業収益	1,182,595	1,290,398
資金運用収益	1,095,868	1,186,528
役務取引等収益	16,712	18,226
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	70,014	85,643
(2) 信用事業費用	79,509	103,549
資金調達費用	49,253	62,623
役務取引等費用	10,730	10,940
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	19,526	29,985
信用事業総利益	1,103,086	1,186,848
(3) 共済事業収益	739,891	774,910
(4) 共済事業費用	48,855	57,508
共済事業総利益	691,036	717,401
(5) その他事業収益	7,707,007	8,031,715
(6) その他事業費用	5,804,655	6,090,374
その他事業総利益	1,902,352	1,941,340
2. 事業管理費	3,267,012	3,371,510
(1) 人件費	2,183,809	2,250,839
(2) 業務費	230,868	223,930
(3) 諸税負担金	115,036	127,707
(4) 施設費	731,032	762,687
(5) その他の費用	6,264	6,346
事業利益	429,461	474,080
3. 事業外収益	206,029	205,652
(うち持分法による投資益)	—	—
4. 事業外費用	22,787	15,689
(うち持分法による投資損)	—	—
経常利益	612,703	664,043
5. 特別利益	5,455	14,542
6. 特別損失	111,083	282,697
税引前当期純利益	507,075	395,888
7. 法人税・住民税	140,920	155,460
8. 法人税等調整額	△ 9,067	1,703
9. 過年度法人税等	—	—
法人税等合計	131,853	157,163
少数株主損益調整前当期純利益	375,222	238,725
10. 少数株主利益	1,149	3,904
当期剰余金	374,072	234,820

## ●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和元年度 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	平成30年度 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	507,075	395,888
減価償却費	327,971	352,150
減損損失	98,629	264,492
連結調整勘定償却額	—	—
貸倒引当金の増加額	△38,098	△55,040
賞与引当金の増加額	△4,415	△2,010
その他引当金の増加額	△181	5,874
退職給付に係る負債の増加額	△68,431	△53,684
信用事業資金運用収益	△989,961	△1,083,119
信用事業資金調達費用	49,251	62,622
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△139,507	△139,429
支払雑利息	2,028	2,134
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	7,740	7,779
金銭の信託の運用損益	—	—
固定資産売却損益	△7,381	△6,213
持分法による投資損益	—	—
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	500,909	△680,073
預金の純増減	△2,621,000	△1,522,000
貯金の純増減	312,668	3,197,662
信用事業借入金の純増減	△6,005	△8,801
その他の信用事業資産の純増減	9,135	△7,119
その他の信用事業負債の純増減	△20,732	9,556
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	—	15,278
共済借入金の純増減	—	△15,278
共済資金の純増減	△141,425	74,560
未経過共済付加収入の純増減	△7,661	△8,023
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	47,738	7,604
経済受託債権の純増減	117,890	△46,197
棚卸資産の純増減	357,824	252,726
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△53,053	△62,983
経済受託債務の純増減	69,849	215,840
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	131,797	7,973

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	平成30年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
その他の負債の純増減	71,297	11,346
未払消費税等の増減額	—	—
信用事業資金運用による収入	977,278	988,018
信用事業資金調達による支出	△30,281	△96,427
共済貸付金利息による収入	△10,278	△5,276
共済借入金利息による支出	△5,696	△544
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	△555,026	2,079,286
雑利息及び出資配当金の受取額	139,507	139,429
雑利息の支払額	△2,028	△2,134
法人税等の支払額	△139,465	△119,623
事業活動によるキャッシュ・フロー	△557,012	2,096,958
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△200,580
有価証券の売却による収入	—	—
有価証券の償還による収入	1,003,068	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	—	—
固定資産の取得による支出	△137,751	△225,766
固定資産の売却による収入	34,462	54,171
外部出資による支出	715	—
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	900,494	△372,175
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	44,401	98,082
出資の払戻しによる支出	△59,110	△127,871
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
出資配当金の支払額	△43,239	△43,806
非支配株主への配当金支払額	△570	△570
財務活動によるキャッシュ・フロー	△58,518	△74,165
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	284,966	1,650,615
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,362,340	1,711,725
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,647,306	3,362,340

## ●連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・・・・2社  
(株)ジェイエイにしうわ  
(株)丸八農協青果市場

#### 2. 持分法の適用に関する事項

なし

#### 3. 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

#### 4. のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### 6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

##### (1) 現金及び現金同等物

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

##### (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	123,716,307千円
定期性預金及び譲渡性預金	120,069,001千円
現金及び現金同等物	3,647,306千円

### II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式：移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

- ① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの：移動平均法による原価法

#### 2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（店舗在庫）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 3 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

#### **(2) 無形固定資産**

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

#### **(3) リース資産**

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

### **4 引当金の計上基準**

#### **(1) 貸倒引当金**

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

#### **(2) 賞与引当金**

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### **(3) 退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

##### **①退職給付見込額の期間帰属の方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

##### **②数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法**

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

#### **(4) 役員退職慰労引当金**

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

# Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

## 1 棚卸資産の評価方法

当事業年度より、購買品のうち店舗在庫以外の棚卸資産及び販売品について、評価基準及び評価方法を売価還元原価法から総平均法に変更しています。この変更は在庫管理システムの体制が整備されたことにより、より適切な在庫管理が実施できるようになったことから変更したものであります。

当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合に、過年度の財務諸表に与える影響が軽微と考えられるため、遡及適用は行わず、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。

これによる当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微です。

# Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

## 1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書の各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

# Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

## 1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,856,860千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,867,272千円	機械装置	6,985,045千円	器具備品	4,542千円
----	-------------	------	-------------	------	---------

## 2 担保に供している資産等

定期預金5,000,000千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

## 3 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の総額

子会社に対する金銭債権の総額	641千円
子会社に対する金銭債務の総額	389,920千円

## 4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	97,875千円
--------------------------	----------

## 5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は 68,280 千円、延滞債権額は 331,864 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 400,144 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,225,492千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

## VI. 損益計算書に関する注記

### 1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	27,749千円
うち事業取引高	7,291千円
うち事業取引以外の取引高	20,458千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	310,485千円
うち事業取引高	310,474千円
うち事業取引以外の取引高	11千円

### 2 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
八 幡 浜	一般資産	土地・構築物	
瀬 戸	〃	土地	
三 瓶 給 油 所	〃	土地	
大 平 給 油 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	賃貸用固定資産	土地・構築物	
瀬 戸 大 久 駐 車 場	〃	土地	
旧 集 中 事 業 所 跡 地	〃	土地	
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊休資産	土地	
旧 双 岩 事 業 所	〃	土地	
P C 川 之 石	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
旧 塩 成 事 業 所	〃	土地	
旧 名 取 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地・建物・構築物	
二 及 事 業 所	〃	土地・建物	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地・建物・構築物	
皆 江 事 業 所	〃	土地・建物	
下 泊 事 業 所	〃	土地・建物	
三 崎 住 宅	〃	土地	
産 業 通 り 住 宅 跡 地	〃	土地	業務外固定資産

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（八幡浜、瀬戸、三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（だんだん三瓶、瀬戸大久駐車場、旧集中事業所跡地）は、キャッシュ・フローを単年度で見込んでおり、将来キャッシュ・フローが帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、旧双岩事業所、P C川之石、磯津事業所、旧塩成事業所、旧名取事業所、産業通り住宅跡地）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所は事業所廃止の決定、三崎住宅は賃貸契約がなくなったため遊休資産とし、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

## (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

八幡浜 6,172千円（土地 5,977千円、構築物 194千円）

瀬戸	3,484千円	(土地)	3,484千円
三瓶給油所	259千円	(土地)	259千円
大平給油所	1,094千円	(土地)	1,094千円
だんだん三瓶	2,268千円	(土地)	2,071千円、構築物 197千円)
瀬戸大久駐車場	317千円	(土地)	317千円)
旧集中事業所跡地	5,170千円	(土地)	5,170千円)
瀬戸塩成集荷所	33千円	(土地)	33千円)
旧双岩事業所	1,222千円	(土地)	1,222千円)
P C川之石	4,803千円	(土地)	4,803千円)
磯津事業所	45千円	(土地)	45千円)
旧塩成事業所	349千円	(土地)	349千円)
旧名取事業所	57千円	(土地)	57千円)
周木事業所	25,388千円	(土地)	21,971千円、建物 3,403千円、構築物 13千円)
二及事業所	12,625千円	(土地)	10,966千円、建物 1,658千円)
蔵貫事業所	10,873千円	(土地)	4,562千円、建物 6,305千円、構築物 5千円)
皆江事業所	11,020千円	(土地)	7,895千円、建物 3,125千円)
下泊事業所	13,386千円	(土地)	10,052千円、建物 3,334千円)
三崎住宅	54千円	(土地)	54千円)
産業通り住宅跡地	143千円	(土地)	143千円)

#### (4) 回収可能価額の算定方法

八幡浜、瀬戸、三瓶給油所、大平給油所、瀬戸塩成集荷所、旧双岩事業所、P C川之石、磯津事業所、旧塩成事業所、旧名取事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、産業通り住宅跡地の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

だんだん三瓶、瀬戸大久駐車場、旧集中事業所跡地の固定資産の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は5.1%です。

### 3 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## VII. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が13,083千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	123,279,145	123,291,206	12,061
有価証券	11,688,210	11,688,210	
その他有価証券	11,688,210	11,688,210	—
貸出金 (*1)	9,792,800		
貸倒引当金 (*2)	△ 242,288		
貸倒引当金控除後	9,550,512	10,242,945	692,433
資 産 計	144,517,867	145,222,361	704,494
貯金	146,964,603	147,008,661	44,057
負 債 計	146,964,603	147,008,661	44,057

(\*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 205,644 千円を含んでいます。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法

### ○資産

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

### ○負債

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 LIBOR・SWAP レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,915,666

(\*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	123,279,145	—	—	—	—	—
有 価 証 券	1,000,000	1,700,000	—	—	—	7,700,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,000,000	1,700,000	—	—	—	7,700,000
貸出金 (*1, 2)	1,522,321	919,244	834,243	769,079	635,254	4,884,645
合 計	125,801,466	2,619,244	834,243	769,079	635,254	12,584,645

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 527,037 千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 228,012 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	137,426,688	5,268,075	2,787,293	619,277	527,908	335,361

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

## VIII. 有価証券に関する注記

### 1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

#### (1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価又は 償却原価	差 額 (* )
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	11,464,030	10,300,048	1,163,981
	地方債	224,180	204,123	20,056
合 計		11,688,210	10,504,171	1,184,038

\*上記差額から繰延税金負債 327,505 千円を差し引いた額 856,533 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

### 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当なし

## Ⅸ. 退職給付に係る注記

### 1 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は1,225,851千円です。

#### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		1,163,726千円
勤務費用		20,983千円
利息費用		8,378千円
数理計算上の差異の発生額	△	77,699千円
退職給付の支払額	△	100,659千円
期末における退職給付債務（控除後）		1,014,729千円

#### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		409,324千円
期待運用収益		4,666千円
数理計算上の差異の発生額	△	160千円
年金制度への拠出金		23,357千円
退職給付の支払額	△	46,100千円
期末における年金資産		391,087千円

#### (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		2,240,580千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,225,851千円
退職給付債務（控除後）		1,014,729千円
年金資産	△	391,087千円
未積立退職給付債務		623,642千円
未認識過去勤務費用		1,753千円
未認識数理計算上の差異		88,952千円
貸借対照表計上額純額 <sup>7</sup>		14,348千円
退職給付引当金		714,348千円

#### (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		20,983千円
利息費用		8,378千円
期待運用収益	△	4,666千円
数理計算上の差異の費用処理額	△	3,804千円
過去勤務費用の費用処理額	△	5,260千円
小計		15,630千円
特定退職共済制度への拠出金		86,586千円
臨時に支払った割増退職金		7,781千円
合計		109,998千円

#### (6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般資産	100%
------	------

### (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

### (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.14%

## 2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26,017千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、316,473千円となっています。

## X. 税効果会計に関する注記

### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	20,167千円
	退職給付引当金	197,588千円
	貸倒引当金	69,472千円
	貸倒損失	1,203千円
	雑損失	27,762千円
	減損損失	274,316千円
	役員退職慰労引当金	5,439千円
	その他	38,541千円
	繰延税金資産 小計	634,492千円
	評価性引当額	△374,116千円
繰延税金資産 合計 (A)	260,375千円	
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△497千円
	その他有価証券評価差額金	△327,505千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△328,002千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)		△67,627千円

### 2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.32%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.91%
住民税均等割等	1.11%
評価性引当額の増減	0.93%
土地再評価差額金取崩額	△3.45%
その他	△1.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.64%

## XI. その他の注記

### 1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

#### (1) ファイナンス・リース取引（借手側）

##### ①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

##### ②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

#### (2) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	33,025	37,825

## ●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和元年度	平成30年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	6,873,521	6,878,533
	利益剰余金増加額	403,191	234,820
	当期剰余金	374,072	234,820
	利益剰余金減少額	43,239	239,832
	配当金	43,239	43,806
	利益剰余金期末残高	7,233,473	6,873,521

## ●連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減
破綻先債権額	68,280	69,474	△ 1,194
延滞債権額	331,864	382,816	△ 50,952
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注1：破綻先債権額

元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取り立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

注3：3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

注4：貸出条件緩和債権額

債務者の経営又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

## ●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項 目	令和元年度	平成30年度
信用事業	事業収益	1,182,595	1,290,398
	経常利益	373,750	470,257
	資産の額	152,041,417	150,986,540
共済事業	事業収益	739,891	774,910
	経常利益	261,382	248,054
	資産の額	3,225,388	3,472,251
農業関連事業	事業収益	5,791,214	5,852,935
	経常利益	378,471	330,068
	資産の額	7,853,693	7,907,515
その他事業	事業収益	1,915,792	2,178,780
	経常利益	△400,914	△384,337
	資産の額	4,058,191	4,578,812
計	事業収益	9,629,494	10,097,024
	経常利益	612,703	664,043
	資産の額	167,178,690	166,945,119

## ●連結自己資本比率の状況

令和2年3月末における自己資本比率は、16.47%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,929百万円 (2,936百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

# 連結自己資本の充実の状況

## ●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度		平成30年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	10,075,334		9,717,684	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,929,784		2,937,693	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	7,233,473		6,873,521	
うち、外部流出予定額(△)	43,626		44,374	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 44,298		△ 49,157	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	56,664		56,085	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27,667		35,881	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	27,667		35,881	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	455,521		579,680	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,615,187		10,389,332	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59,967	—	36,898	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59,967	—	36,898	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	245,760	—	260,706	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	305,727		297,604	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,309,459		10,091,727	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	56,852,671		57,323,733	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,530,673		2,576,359	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,530,673		2,576,359	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,711,525		5,682,705	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,564,197		63,006,438	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.47		16.01	

注1：農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

注2：当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3：当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ●自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度			平成30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	427,702	—	—	470,321	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,329,626	—	—	10,637,028	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,181	—	—	10,793	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,628,453	—	—	2,674,778	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124,283,799	24,856,759	994,270	121,340,423	24,268,084	970,723
法人等向け	402,605	392,259	15,690	455,555	444,708	17,788
中小企業等向け及び個人向け	874,917	413,993	16,559	966,476	440,603	17,624
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	281,642	281,642	11,265	307,679	307,603	12,304
三月以上延滞等	165,105	175,768	7,030	188,864	150,714	6,028
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等保証付	4,897,621	475,540	19,021	4,790,426	463,773	18,550
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,673,301	1,673,301	66,932	1,674,016	1,674,016	66,960
(うち出資等のエクスポージャー)	1,673,301	1,673,301	66,932	1,674,016	1,674,016	66,960
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	18,248,930	26,052,732	1,042,109	19,249,352	26,997,869	1,079,914
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,006,565	12,946,819	517,872	14,006,987	13,891,956	555,678

証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,841,577	2,530,673	101,226	2,878,847	2,576,359	103,054
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	166,060,467	56,852,671	2,274,106	165,644,564	57,323,733	2,292,949
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	166,060,467	56,852,671	2,274,106	165,644,564	57,323,733	2,292,949
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	5,711,525	228,461	5,682,705	227,308		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	62,564,197	2,502,567	63,006,438	2,520,257		

注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。  
注2：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4：「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5：「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6：「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7：「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8：当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\{ \text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \} \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ●信用リスクに関する事項

### ①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.18）をご覧ください。

### ②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー (地域別・業種別・残存期間別) 及び  
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項目	令和元年度					平成30年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国内	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
地域別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
法人	農業	24	11	—	—	3	27	15	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	370	370	—	—	66	399	399	—	—	69
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	—	—	—	10	10	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	124,283	1,001	—	—	—	121,340	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	13	8	—	—	—	16	14	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	11,958	1,424	10,533	—	—	13,311	1,764	11,547	—	—
	その他	694	533	—	—	22	736	562	—	—	32
個人	6,449	5,913	—	—	328	6,584	5,964	—	—	355	
その他	19,666	—	—	—	—	20,622	—	—	—	3	
業種別残高計	163,469	9,273	10,533	—	421	163,049	9,731	11,547	—	461	
残存期間別残高計											
1年以下	124,583	144	1,000	—	—	121,771	217	1,005	—	—	
1年超3年以下	2,201	436	1,706	—	—	3,190	446	2,707	—	—	
3年超5年以下	1,054	1,054	—	—	—	651	651	—	—	—	
5年超7年以下	819	819	—	—	—	1,372	1,372	—	—	—	
7年超10年以下	1,446	1,446	—	—	—	1,759	1,759	—	—	—	
10年超	32,579	5,086	7,827	—	—	26,900	3,438	7,834	—	—	
期限の定めのないもの	784	285	—	—	—	835	272	—	—	—	
残存期間別残高計	163,469	9,273	10,533	—	—	163,049	9,731	11,547	—	—	

注1：国外に対するエクスポージャーはありません。

注2：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3：「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注4：「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。

注5：「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。

注6：「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

#### ④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項目	令和元年度					平成30年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35	27	—	35	27	33	35	—	33	35
個別貸倒引当金	286	256	0	286	256	343	286	24	319	286

#### ⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和元年度						平成30年度						
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	
法人	農業	—	3	—	—	3	0	2	—	0	2	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	44	40	—	44	40	—	42	44	—	42	44	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	13	0	—	13	0	—	16	13	—	16	13	—
個人	228	211	0	228	211	—	282	228	24	258	228	—	
業種別計	286	256	0	286	256	—	343	286	24	319	286	—	

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250 %を適用する残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度			平成30年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	12,385,251	12,385,251	—	13,790,257	13,790,257
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,897,621	4,897,621	—	4,790,426	4,790,426
	リスク・ウェイト 20%	—	124,283,799	124,283,799	—	121,340,423	121,340,423
	リスク・ウェイト 35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	289,468	289,468	—	293,777	293,777
	リスク・ウェイト 75%	—	874,917	874,917	—	966,476	966,476
	リスク・ウェイト100%	—	17,923,887	17,923,887	—	19,091,562	19,091,562
	リスク・ウェイト150%	—	102,481	102,481	—	96,531	96,531
	リスク・ウェイト200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
	その他	—	310,903	310,903	—	302,487	302,487
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	166,310,696	166,310,696	—	165,914,309	165,914,309	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、J Aのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 18）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和元年度		平成30年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	600	—	13,045	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	20,187	—
合 計	600	—	33,232	—

注1：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3：「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5：「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ●金融リスクに関する事項

### ①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P. 74) をご参照下さい。

### ②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,226	312	1,346	
2	下方パラレルシフト	0	3	0	
3	スティーブ化	1,108		1,239	
4	フラット化	9		0	
5	短期金利上昇	107		91	
6	短期金利低下	0		0	
7	最大値	1,226	312	1,346	
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,309		10,091	

# ディスクロージャーに関するQ&A

---

## Q1 ディスクロージャーってなんですか？

---

A ディスクロージャーとは " 経営内容の公開 " のことです。JAがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうなっているのかなどの情報を開示しています。

## Q2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

---

A JAでは、開示しなければならない項目を " JAディスクロージャー誌開示基準 " として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q3以降をご覧ください。

## Q3 貸借対照表ってなんですか？

---

A 貸借対照表は、JAの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資 産 (事業をすすめるために運用している財産)  
(主な資産) 現 金：本店、支店で手持ちの現金  
預 金：信連などに預けているお金  
有価証券：国債、地方債、金融債等  
貸 出 金：みなさんに貸し出しているお金  
固定資産：JAが所有する土地、建物など

負 債 (事業をすすめるために調達している財産)  
(主な負債) 貯 金：みなさんから預かっているお金  
借 入 金：転貸のために借り入れているお金

純資産 (事業をすすめるための準備金、財産)  
(主な純資産) 出 資 金：組合員のみなさんがJAに出資しているお金  
準 備 金：法令で定める経営安定のための準備金  
積 立 金：経営安定のために積み立てたお金

## Q4 損益計算書ってなんですか？

---

A 損益計算書は、JAの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJAがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入 (信用部門)  
(主な収入) 信連等に預けている預金利息  
国債・地方債等有価証券の利息・配当金  
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用 (信用部門)  
(主な費用) みなさんから預かったお金に対する支払利息  
オンライン業務にかかる費用  
役職員の給料  
施設の維持・管理にかかる費用  
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJA事業で発生した利益 (損失) をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益 (損失) をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したのから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを " 当期末処分剰余金 " といいます。

## Q5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

### 1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

### 2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

### 3. 不良債権

不良債権とは、JAが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

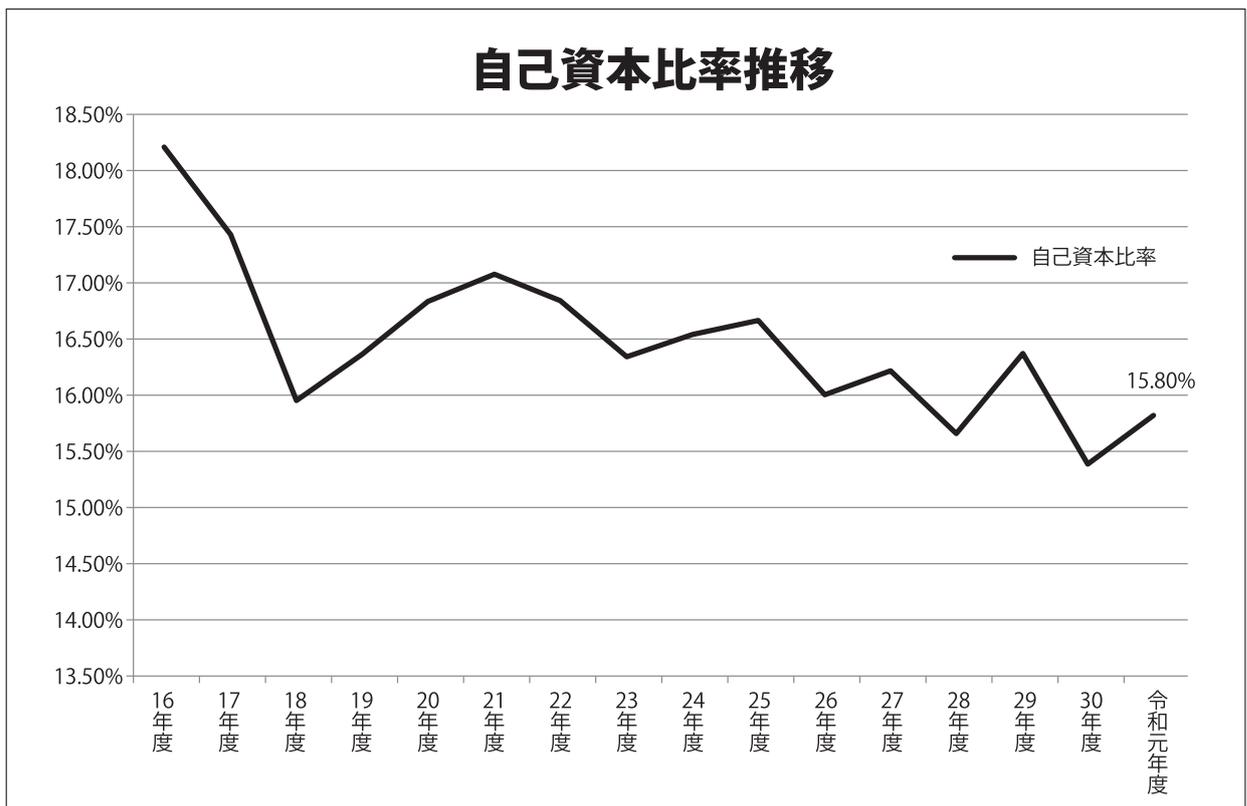
### 4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJA事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

### ● 自己資本比率

令和元年度の自己資本比率は15.80%で、より健全性を求めるバーゼル規制の厳格化等により変動はしていますが、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。

自己資本比率の推移は次のとおりです。



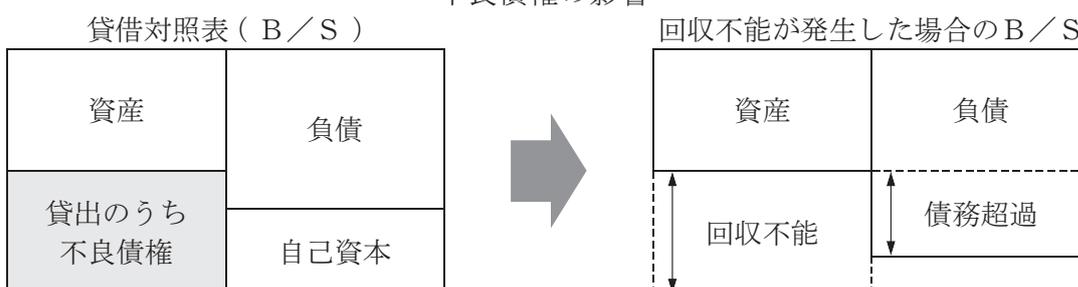
## 自己資本比率基準

区分	比率	措置の内容
健全	8%以上	国際統一基準
	4%以上	国内基準
1	2～4%	経営改善計画提出・実行命令
2	0～2%	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0%未満	業務の全部または一部の停止命令

### ● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当JAでは資産の自己査定を1次査定、2次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで27,667千円を一般貸倒引当金に、256,510千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

#### 不良債権の影響



## Q6 有価証券含み損(益)って何ですか？

**A** 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を「有価証券含み益(損)」といいます。

時価－帳簿価格＝プラスの場合は有価証券含み益

時価－帳簿価格＝マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成12年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和元年度末では、評価差額金として856,533千円、繰延税金負債に327,505千円を計上しています。

## Q7 リスク管理って何ですか？

**A** 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーショナルリスクなどの、JAの経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

## Q8 JAバンクって何ですか？

**A** 全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員(JA・信連・農林中金)で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力でより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

## J Aバンクシステム基本方針（平成14年1月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、会員には資金運用制限、経営改善、組織統合などの責務を課しています。

区分	自己資本比率	体制整備状況	資金運用期限	経営改善取組
0	8%以上	問題なし	—	個別項目で実施
		問題あり（資金運用体制以外）	—	実施
1	6～8%	問題あり（資金運用体制）	安全運用の実施	実施
2	4～6%	2年連続して同じ問題	新規与信の停止	実施
3	4%未満	経営継続に支障を来す重大な問題	組織統合	

また、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

## Q9 連結決算って何ですか？

A

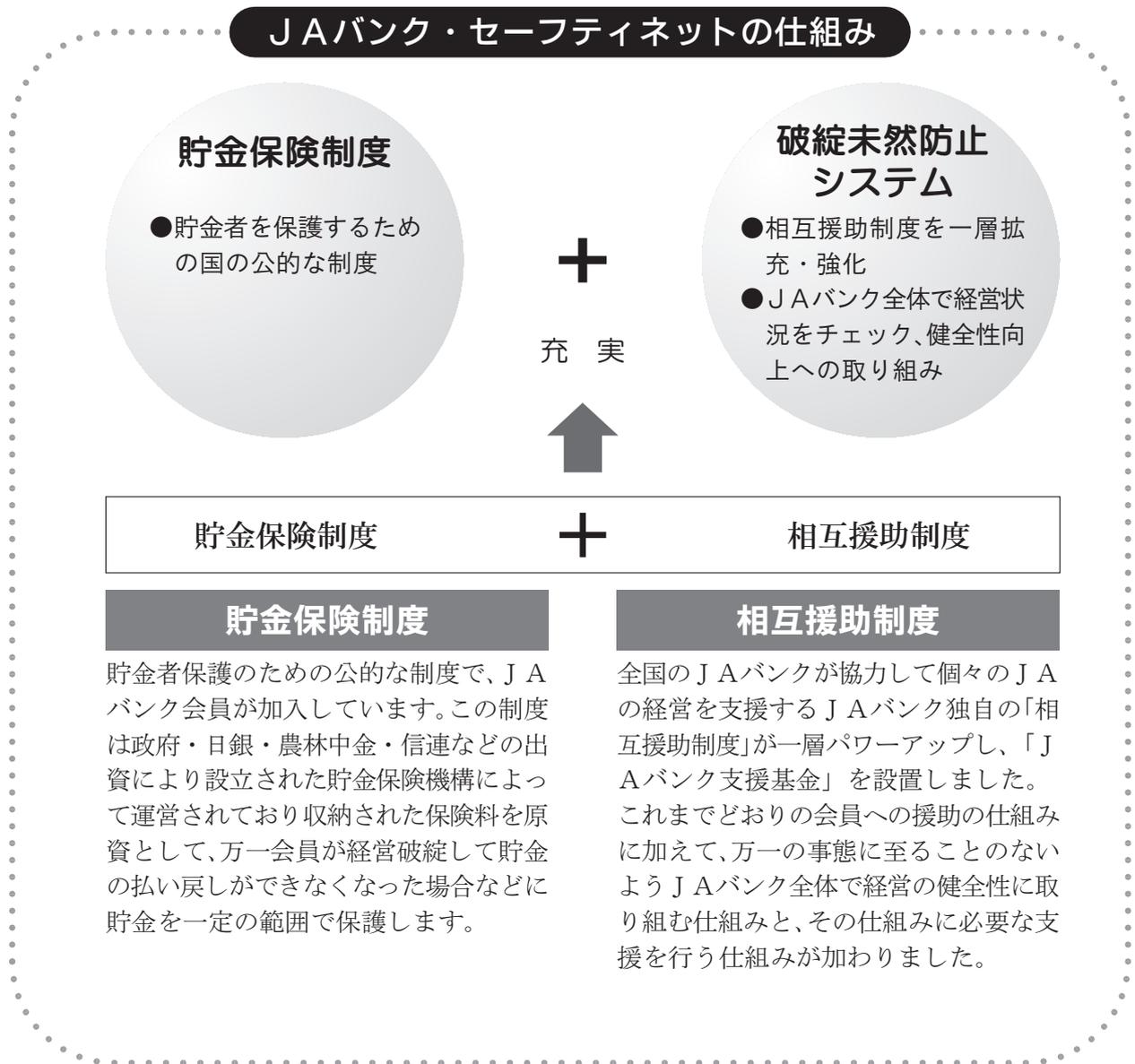
子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成14年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の2社です。詳しい連結情報は、本誌P.78からご覧下さい。

## Q10 JAバンクセーフティネットって何ですか？

A

みなさんからお預かりした大切な貯金を守るため、JAには2つのセーフティネット（安全性を守るための仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。





A series of 25 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.





**西宇和農業協同組合**  
<http://www.ja-nishiuwa.jp/>

本店／〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号  
TEL 0894-24-1111(代) FAX 0894-24-7506

